

資料編

避難準備マニュアル	・・・	1
避難実施マニュアル	・・・	17
避難住民復帰マニュアル	・・・	29
復旧・復興マニュアル	・・・	37
緊急避難実施マニュアル	・・・	47
避難実施要領のパターン作成に当たって	・・・	55
・ 弾道ミサイル攻撃の場合	・・・	57
・ ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合	・・・	61
・ 着上陸侵攻の場合	・・・	73
・ 避難誘導における留意点	・・・	75
うるま市特殊標章等交付要綱	・・・	81

避難準備マニュアル

避難準備マニュアル

このマニュアルは、避難が指示されていないが、武力攻撃（予測）事態が認定され、県、市が国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体として指定される等、危険性、緊張が高まった場合、以下のとおり対処する。

- ① 関係機関・団体・住民に対し、防災行政無線や広報車等を使用して避難準備を指示。
- ② 武力攻撃災害の発生に備える。
- ③ 速やかに国民保護措置が実施できるよう所要の準備を完了。

1 留意点

この段階においては、避難の指示がされた際、直ちに避難措置が実施できるようあらかじめ準備を完了することが重要である。

この際、社会的混乱防止、武力攻撃災害に伴う被害の予防・最小化が必要。

2 避難準備段階の市の組織体制及び主な事務分掌

部名	班名	班長 (班員)	事務分掌
各班	共通		<ol style="list-style-type: none"> ① 所管する施設及び管内の被災情報等の収集に関すること。 ② 関係機関との連絡調整に関すること。 ③ 他班の協力支援に関すること。
統括情報部 (部長…副市長、補佐…企画部参事)	全体統括班	危機管理課長 〔危機管理課員〕 総務政策課員 産業政策課員	<ol style="list-style-type: none"> ① 市が実施する国民保護措置の総括に関すること。 ② 各部への本部決定事項の伝達及び事務分掌の調整に関すること。 ③ 国民保護措置の実施に関する各部間の調整に関すること。 ④ 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること。 ⑤ 被災情報、安否情報等の県への報告に関すること。 ⑥ 防災行政無線での広報に関すること。 ⑦ 他部に属さないこと。
	情報班	DX推進課長 〔DX推進課員〕	<ol style="list-style-type: none"> ① 通信回線や通信機器の確保、庁内LANの管理に関すること。 ② 被災情報、避難や救援の実施状況、武力攻撃災害等への対応状況、安否情報その他全体統括班から収集を依頼された情報などの収集、整理及び集約に関すること。

	広 報 班	秘書広報課長 〔 秘書広報課員 〕	<ul style="list-style-type: none"> ① 対策本部長及び副本部長との調整に関する事。 ② 武力攻撃災害による被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動に関する事。 ③ 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関する事。
	庶 務 班	職員課長 〔 職員課員 〕	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員の非常招集に関する事。 ② 国民保護措置従事職員の健康管理及び公務災害に関する事。 ③ 国民保護措置従事職員の食料等の確保に関する事。 ④ 国民保護措置従事職員のローテーション管理に関する事。 ⑤ 関係機関への職員応援要請に関する事。
避 難 支 援 部 (部長・都市建設部長、 補佐・財務部長、 農林水産部長)	安 否 情 報 班	市民課長 〔 市民課員 〕	<ul style="list-style-type: none"> ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 安否情報リストの作成準備に関する事。 ③ 部内の他班に属さない事。
	避 難 所 班	資産税課長 〔 資産税課員 納税課員 市民税課員 〕	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難所の開設準備に関する事。
	一 時 避 難 所 班	公園整備課長 〔 公園整備課員 農林水産政策課員 〕	<ul style="list-style-type: none"> ① 公園避難所（都市公園：一時避難所）の設置に関する事。 ② 公園避難所（農村公園：一時避難所）の設置に関する事。
	避 難 誘 導 班	都市政策課長 〔 都市政策課員 用地課員 建築行政課員 建築工事課員 〕	<ul style="list-style-type: none"> ① 広報車による広報活動に関する事。 ② 住民避難の誘導支援準備に関する事。 ③ 離島（津堅島等）の住民避難対策に関する事。
物 資 支 援 部	物 資 受 入 班	企画政策課長 〔 企画政策課員 子ども家庭課員 会計課員 〕	<ul style="list-style-type: none"> ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 救援・義援物資の受入れ体制に関する事。 ③ 義援金等の受入、管理・保管に関する事。 ④ 部内の他班に属さない事。

(部長…企画部長、補佐…経済産業部長、学校教育部長、会計管理者)	輸送班	資産マネジメント課長 〔資産マネジメント課員 スポーツ課員 契約検査課員〕	① 市有車両の管理及び配車に関すること。 ② 避難住民、救援物資等の運送手段の確保に関すること。(物資受入班と連携) ③ 輸送を必要とする各班との総合調整に関すること。
	配給班	商工振興課長 〔商工振興課員 農林水産整備課員 生産振興課員〕	① 生活物資の流通調整に関すること。(県と連携) ② 食料及び生活必需品の確保に関すること。(県及び商工会と連携)
	炊き出し班	学校給食センター長 〔学校給食センター員〕	① 救援炊き出し支援の準備に関すること。
	ボランティア班	プロジェクト推進1課長 〔プロジェクト推進1課員 プロジェクト推進2課員〕	① ボランティア総合窓口に関すること。
	施設管理部(部長…総務部長、補佐…都市建設部参事)	施設保全課長 〔施設保全課員〕	① 部内の連絡調整に関すること。 ② 庁舎等市有財産の被災状況及び保全対策に関すること。 ③ 部内の他班に属さないこと。
	教育施設班	教育施設課長 〔教育施設課員〕	① 所管施設(学校等)の状況把握に関すること。 ② 避難所の開設支援に関すること。
	文化財班	文化財課長 〔文化財課員〕	① 文化財等の状況把握に関すること。

	道路 対策班	維持管理課長 〔維持管理課員〕 〔道路整備課員〕	① 交通不能箇所及び通行路線の把握に関する事。 ② 緊急通行路及び橋梁の確保に関する事。 ③ 道路規制に関する事。(消防・県警と連携)
	水道 対策班	工務課長 〔工務課員〕 〔営業課員〕 〔水道政策課員〕	① 水道施設の状況把握に関する事。 ② 避難所における給水の確保に関する事。 ③ 武力攻撃災害時の配水体制に関する事。 ④ 応急給水に係る情報収集・伝達・広報に関する事。
市民 支援部(部長・ 福祉部長、 補佐・こども 未来部参事)	要 支援者 支援班	福祉政策課長 〔福祉政策課員〕 〔保護課員〕 〔介護長寿課員〕 〔障がい福祉課員〕	① 部内の連絡調整に関する事。 ② 市内の避難行動要支援者(高齢者、障がい者等)の把握に関する事。 ③ 避難行動要支援者の避難準備・支援に関する事。 ④ 市内の関係機関・団体(社会福祉施設、介護施設、障がい者施設等)との連絡調整に関する事。 ⑤ 部内の他班に属さない事。
	基 地 渉 外班	危機管理課主幹 〔危機管理課員〕	① 市内米軍基地及び関係機関との連絡調整に関する事。 ② 市内の米軍基地等の被災情報に関する事。
	外 国 人 支 援班	市民協働政策課長 〔市民協働政策課員〕	① 市内在住外国人の把握に関する事。 ② 市内在住外国人の避難準備支援に関する事。
	観 光 客 支 援班	観光イベント課長 〔観光イベント課員〕	① 市内観光客の把握に関する事。 ② 観光関連施設との連絡調整に関する事。 ③ 観光客への情報提供に関する事。
	教 育 支 援班	学校教育課長 〔学校教育課員〕 〔教育支援センター員〕 〔学務課員〕 〔保育こども園課員〕	① 所管施設の状況把握に関する事。 ② 幼児児童生徒の安全確保及び避難計画に関する事。 ③ 学校職員の動員や幼児児童生徒の臨時休校等、学校運営に関する事。 ④ 応急保育に関する事。 ⑤ 市内の保育施設との連絡調整に関する事。

保健衛生部(部長・市民生活部長、補佐・こども未来部長、水道部長)	救護班	健康支援課長 〔健康支援課員 子育て世代包括 支援センター員〕	① 部内の連絡調整に関する事。 ② 救護班の編成に関する事。 ③ 医薬品及び衛生資材の確保に関する事。 ④ 医療機関との連絡調整に関する事。 ⑤ 感染症予防に関する事。 ⑥ 部内の他班に属さない事。	
	環境保全班	環境政策課長 〔環境政策課員 不法投棄対策室員〕	① 動物の保護及び収容に関する事。 ② 危険動物等の対策に関する事。 ③ し尿処理に関する事。	
	仮設トイレ班	下水道課長 〔下水道課員 水道政策課員〕	① 避難所における仮設トイレの設置に関する事。 ② 仮設トイレに関する情報収集・連絡・広報に関する事。	
	安置所班	行政推進課長 〔行政推進課員 国民健康保険課員 財務政策課員〕	① 遺体安置所の開設準備に関する事。 ※状況に応じて各部各班からの応援により結成	
	救命救助部(部長・消防長、補佐・消防本部参事)	消防総務班	消防政策課長 〔消防政策課員〕	① 部内の連絡調整に関する事。 ② 消防職員の動員及び配置に関する事。 ③ 消防職員、団員の公務災害及び健康管理に関する事。 ④ 消防施設の状況把握に関する事。 ⑤ 部内の他班に属さない事。
	警防班	警防課長 〔警防課員〕	① 武力攻撃災害への警戒に関する事。 ② 関係機関との連絡調整に関する事。 ③ 県内消防応援隊及び緊急消防援助隊への応援要請に関する事。	
	予防班	予防課長 〔予防課員〕	① 危険物施設等の保安に関する事。	
消防班	各消防署長 〔各消防署員〕	① 職員・団員の招集及び配置に関する事。 ② 広報車による広報活動に関する事。 ③ 住民の避難誘導準備に関する事。 ④ 武力攻撃災害への警戒に関する事。 ⑤ 市域の被害情報の収集に関する事。		

<p>全体支援部（部長・社会教育部長、補佐・社会教育部参事、議会事務局長）</p>	<p>教育政策課長</p> <p>（ 教育政策課員 生涯学習文化振興 センター員 図書館員 こども政策課員 こども教育支援課員 こども発達支援課員 共生推進室員 議会事務局員 選挙管理委員会局員 監査事務局員 農業委員会局員 ）</p>	<p>① 他班の協力支援に関すること。</p>
---	---	-------------------------

3 活動要領

(1) 実施体制

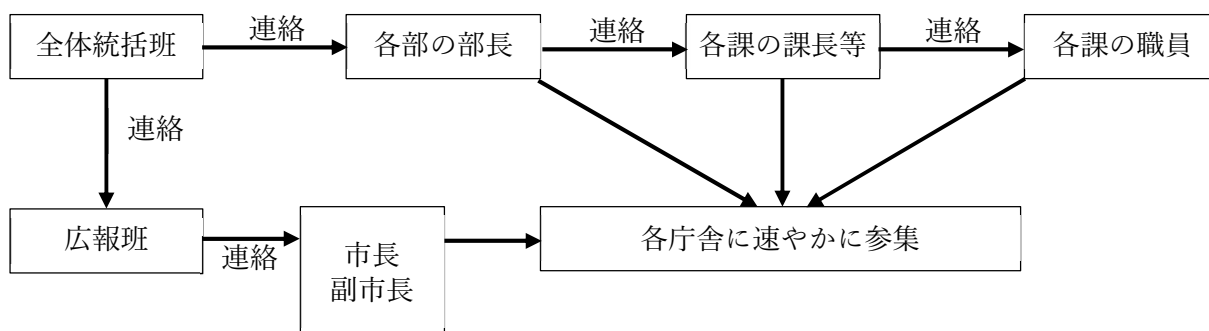
- ① 市長は、対策本部の設置すべき市としての指定の通知を受けたときは、通常業務を中断し、組織・人員配置等国民保護体制へ移行する。
- ② 市対策本部の設置
本計画第3編第2章に従い、市対策本部を設置する。
- ③ 市対策本部会議
対策本部長（市長）は、速やかに市本部会議を開催する。

目的	項目
情報の共有	武力攻撃（予測）事態の内容・各部署の状況・政府、県、関係機関等の状況
基本活動方針の決定	情報収集の強化・人命の最優先・国民保護措置に係る計画、体制、物資、資機材等の確認、準備

(2) 職員の動員

国及び県対策本部から対策本部を設置すべき市の指定を受けたときは、統括情報部全体統括班は、各部の部長及び秘書広報課長に連絡し、避難、救援の指示等があった場合に備えて国民保護措置従事職員（市職員）を確保する。

- ① 各部の部長は、市対策本部の設置の連絡を受けたときは、速やかに所管の課長等に連絡し、市役所本庁舎東棟3階庁議室へ参集する。
- ② 連絡を受けた秘書広報課長は、速やかに市長及び副市長に連絡する。
- ③ 連絡を受けた課長等は、速やかに所管の職員を招集する。
- ④ 連絡を受けた職員は、速やかに各庁舎に参集する。



- ⑤ 各課の課長等は、別紙配備要員名簿を作成し、部長及び統括情報部全体統括班に報告する。
- ⑥ 参集の際、次に掲げる者は、対象から外すものとする。

- ㊦ 武力攻撃災害により被災した者。（負傷等）
- ㊧ 平常時における病弱者等で国民保護措置を実施することが困難な者。
- ㊨ 妊娠中の女子及び乳児をもつ者。

※ 上記の者は、参集の連絡があった場合、その了承を上司から受けておく。

(3) 輸送車両の確保

避難指示の際、速やかに避難住民の輸送を実施できるよう、また、救援指示の際、速やかに緊急物資等を輸送できるよう所要の準備を完了する。

- ① 物資支援部輸送班において、市有車両の状況を把握し、住民避難輸送車両、緊急物資輸送車両、国民保護従事者輸送車両、広報車両を確保する。

住民避難輸送車両（大型車、ワンボックス車等）及び緊急物資輸送車両（トラック等）は優先的に輸送班に配置するものとする。

広報車両（スピーカー搭載車両）は優先的に避難支援部避難誘導班に配置するものとする。

- ② 物資支援部輸送班において、県（企画部）と連携し、関係機関又は民間の輸送車両の確保に努める。また、輸送車両を確保次第、避難支援部避難誘導班と連携し、車両等の配置を行う。

(4) 医療・衛生

保健衛生部救護班は、避難・救援の際、速やかな医療、助産等が提供できるよう、関係機関・団体と連絡調整を強化し、体制整備に努めるものとする。

- ① 武力攻撃災害等が発生した場合に備えて、保健師等を中心とする救護班の編成、市消防救急隊との連携、県、医療機関、医師会との連携を確認する。
- ② 救護所の設置に備えて、薬品、医療資器材等の確保（県及び関係機関へ要請）、医師等の派遣要請、負傷者等の搬送体制など所要の準備を完了する。

(5) 避難所施設

① 避難所

学校グラウンドや体育館などの避難所の管理者（施設管理部教育施設班等）は、避難支援部避難所班と連携し、避難住民の受入体制を整える。

- ㊦ 避難所の安全を確認する。
- ㊧ 施設の電気や水道の有無を確認する。
- ㊨ 避難所開設に必要な資機材等を確認し、統括情報部全体統括班に要請する。

② 一時避難所

公園及び運動広場などの一時避難所の管理者（避難支援部一時避難所班等）は、避難住民の受入体制を整える。

- ㊦ 一時避難所の安全を確認する。
- ㊧ 一時避難所開設に必要な資機材等を確認し、統括情報部全体統括班に要請する。

③ 仮設トイレ

学校グラウンドや体育館などの避難所において、仮設トイレを速やかに設置できるよう、保健衛生部仮設トイレ班は関係団体と調整を行うものとする。

(6) 広報

この段階での広報は、住民が不安、誤解を招かないよう広報内容には留意し、適宜必要な情報を提供する。

① 防災行政無線

統括情報部全体統括班で武力攻撃（予測）事態の状況、避難準備情報、警戒区域等の情報を住民に提供する。その際、出所が不明の情報、不確定の情報等は、広報しないものとする。

② 広報車での広報活動

統括情報部全体統括班は、広報車での広報活動を要請する場合、地域・内容・時間帯を明示し、避難支援部避難誘導班、救命救助部消防班に要請する。

③ 放送内容

放送内容は、市対策本部会議で検討する。ただし、緊急を要する場合は、統括情報部長の判断で放送することができるものとする。

（放送内容例）

- | | |
|----------------|----------------|
| ・武力攻撃（予測）事態の概要 | ・今後の情報に関すること |
| ・避難に関すること | ・交通規制に関すること |
| ・重要情報の通報に関すること | ・冷静な対応の呼びかけ 等々 |

(7) 避難行動要支援者支援対策

避難の指示等がされた際、速やかに避難行動要支援者（高齢者、障がい者等）が避難できるよう支援体制を整えるものである。

① 市民支援部要支援者支援班は、市内の高齢者及び障がい者等の独居世帯の把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、自治会長等から避難時に支援の必要な世帯について情報を収集する。

② 避難行動要支援者については、避難の際、車両等が必要なことから、物資支援部輸送班と連絡体制の確認を行う。また、各自治会長等に対しても、避難の指示がされた場合の支援要請（避難誘導、公民館の一時避難所としての提供等）を行う。

(8) 安否情報リストの作成準備

避難支援部安否情報班は、武力攻撃災害が発生した場合に備えて、住民基本台帳、外国人登録票等の紙データ及び電子データを準備し、安否情報リストの作成体制を整えるものとする。

避難所等で安否情報を収集するための班員の編成、様式等の準備を完了する。安否情報の収集については、本計画 第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 安否情報の収集・提供によるものとする。

(9) 食料・生活必需品

避難の指示がされた際、避難住民に食料及び生活必需品が提供できるよう以下の準備を完了する。

① 食料

この段階で、避難の規模・期間を見極めることは困難である。しかし、大規模で中・長期間の避難を要する場合、大量の食料が必要となることから、関係機関との事前の調整が必要となる。物資支援部配給班は、統括情報部全体統括班と連携し、県（農林水産部）との連絡体制を確認し、食料の確保、輸送方法、市の受入体制等の調整を行っておく。また、市飲食業組合や民間業者等の関係団体と連携し、食料の確保、輸送体制の調整に努める。

食料の輸送については、発注先業者に依頼するか、県が指示した団体等を第一順位とし、市の物資支援部輸送班は住民避難の実施や車両の所有状況から第二順位とするよう調整するものとする。

② 生活必需品

①食料と同様、この段階で、避難の規模・期間を見極めることは困難である。物資支援部配給班は、統括情報部全体統括班と連携し、県（商工労働部）との連絡体制を確認し、生活必需品の確保、輸送方法、市の受入体制等の調整を行っておく。また、市商工会等の関係団体と連携し、生活必需品の確保、輸送体制の調整に努める。

生活必需品の輸送については、発注先業者に依頼するか、県が指示した団体等を第一順位とし、市の輸送班は住民避難の実施や車両の所有状況から第二順位とするよう調整するものとする。

③ 国民保護措置従事職員の食料等

統括情報部庶務班は、配備要員名簿から国民保護措置従事職員の人数を把握し、物資支援部配給班と連携して食料等の確保を行う。

(10) 教育対策

市教育委員会は、幼児児童生徒の避難等に備え、以下のとおり市立教育施設に指示する。

- ① 学校行事等の中止
- ② 幼児児童生徒の避難準備・事前指導
- ③ 武力攻撃発生時の対処、保護者との連絡方法の検討
- ④ 教職員の連絡体制の確認

(11) 文化財の保護

施設管理部文化財班は、文化財について可能であれば所在場所の変更又は管理方法の変更を実施し、所有者を支援する。

(12) 特殊標章等の交付

市長（統括情報部全体統括班）は、次の者に特殊標章及び身分証明書を交付する。

- ① 市職員で国民保護措置に係る職務を行う者。
- ② 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(13) 住民避難誘導支援

避難の指示がされた場合、迅速かつ的確な住民避難誘導が実施できるよう以下の準備を完了する。この場合、避難誘導を実施する対象課が複数にまたがることから、連携を強化することに留意する。

① 人員の配置

複数名（2～3人程度）を1グループとし、誘導グループと避難支援グループに編成する。誘導グループとは、避難経路上で避難所の方向に誘導するものであり、避難支援グループとは、避難を要する地域の残留者の確認等をするものである。

② 関係機関との調整

避難の誘導・支援は、警察・消防・消防団・自治会等の関係機関・団体との連携が極めて重要であり、避難の際には現地にて細かな調整が行えるよう連絡体制を確認しておく。

(14) 離島住民対策

離島（津堅島等）の住民避難については、交通手段が限られている。そのため、国、県、自衛隊、中城海上保安部等の公的機関や海運会社、漁業協同組合等の民間団体への協力要請が極めて重要である。

統括情報部全体統括班は、民間の船舶等を活用し、早い段階で離島（津堅島等）へ避難支援部避難誘導班を派遣し、避難住民の人数等、必要な情報を把握すると同時に、前述の関係機関に避難の指示がされた場合の協力体制について調整を行う。

(15) 遺体安置所の開設準備

武力攻撃災害により、遺体安置所の開設が必要になった場合に備え、安置所班は、消防、警察、中城海上保安部等の関係機関と遺体の取り扱いについて調整する。また、ドライアイス、納棺用品、仮葬祭用品等の資機材を確保するため、関係機関・団体と連絡調整しておく。

遺体安置所の開設・運営については、市地域防災計画 第2編 第2章 第2節によるものとする。

(16) 消防

この段階で市消防は、警察・中城海上保安部等の関係機関と連携し、市域の武力攻撃災害に対する警戒を行うとともに、統括情報部全体統括班から依頼された広報活動（広報車による広報活動）を行う。

また、武力災害の発生に備えて、医療機関、搬送体制、避難誘導體制、災害防衛御体制などの調整を関係機関と調整しておく。

	調 整 事 項
医療機関	負傷者等の搬送先の調整や救護所等の調整。（保健衛生部救護班との連携）
搬送体制	多数の負傷者等が発生した場合、市の消防力では対応が困難なことが予想されることから、近隣消防との応援体制、輸送班との協力体制等の調整。
避難誘導體制	統括情報部全体統括班や警察、消防団との連携。
災害防衛体制	近隣消防との協力体制。
その他	その他関係機関・団体との必要な調整。

(17) 国民保護措置従事職員の安全確保

市長は、国民保護措置従事職員の安全を確保するため、武力攻撃が迫り、警報が発令されたときには、各部各班へ迅速に伝達するものとする。

また、現に武力攻撃が発生している地域においては、当該地域で活動している国民保護措置従事職員を撤収又は安全な場所まで後退させる。その際、関係機関との情報の共有に努め、密接に連携し、必要な措置を講ずる。

(18) 救援・義援物資の受入れ体制の準備

物資支援部物資受入班は、救援・義援物資の受入れを的確に行うため、保管場所の確保、物資の内容・数量の確認体制を整える。保管場所については、交通の便・警戒区域などを考慮し、学校等の体育館や公民館の公共施設とする。場所の選定は、統括情報部全体統括班と調整し決定するものとする。

また、受領書を寄託者に迅速に発行できるよう様式の準備をする。受領書の様式は、市地域防災計画 第2編 第2章 第20節によるものとし、受領者名うるま市災害対策本部長をうるま市対策本部長に書き換えるものとする。

(19) ボランティア総合窓口の開設

物資支援部ボランティア班は、避難所等に臨時に窓口を設置し、避難所の運営や炊き出し、救援・義援物資の配分・輸送等、専門技能を要しない一般ボランティアと通訳や医療救護、介護など専門技能を要する専門ボランティアに分けて登録受け付けの準備を行う。

登録様式については、市地域防災計画 第2編 第2章 第31節によるものとする。また、ボランティア活動を要請する際は、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、統括情報部全体統括班の指示により行うものとする。

(20) 市内福祉施設等への情報伝達

市民支援部要支援者支援班は、市内の社会福祉施設、介護施設、障がい者施設、

市民支援部教育支援班は、市内の保育施設（民間含む。）に情報を伝達し、避難の指示がされた場合、速やかに避難が実施できるよう連携しておく。

(21) 被害情報の収集について

統括情報部情報班は、施設管理部や救命救助部又は陸上・海上自衛隊並びにうるま・石川両警察署などの関係機関と連携を密にし、市域の被害について情報を収集する。

また、電話の不通等が想定されることから、市が所有するMCA無線などを活用し、被害情報の収集にあたるものとする。

【関係機関の連絡先一覧】

機関名	連絡先	備考
うるま市役所	098-973-0606	総務政策課
沖縄県防災危機管理課	098-866-2143	
うるま市消防本部	098-975-2005	消防政策課
具志川消防署	098-975-2001	
石川消防署	098-965-0831	
与勝消防署	098-978-3283	
平安座出張所	098-977-8999	
沖縄県警察本部	098-862-0110	警備第二課
うるま警察署	098-973-0110	警備課
石川警察署	098-964-0110	警備課
中城海上保安部	098-937-4999	
防衛省自衛隊	098-866-5457	那覇市前島
沖縄地方協力本部	098-937-1608	沖縄市美里
陸上自衛隊第15旅団	098-857-1155	
陸上自衛隊勝連分屯地	098-978-4001	
海上自衛隊沖縄基地隊	098-978-2342	

自治会名	連絡先	自治会名	連絡先	自治会名	連絡先
具志川	973-3407	塩屋	973-3455	石川前原	965-7021
田場	973-6069	豊原	973-1312	東恩納	964-3255
赤野	973-9212	高江洲	973-3571	美原	965-4713
宇堅	973-3558	前原	973-4635	平敷屋	978-2231
天願	972-3573	志林川	973-9009	内間	978-2238
昆布	972-3574	新赤道	973-6076	平安名	978-2237
栄野比	972-3551	みどり町1・2	974-5480	南風原	978-2235
川崎	972-3471	みどり町3・4	974-5839	浜	977-8450
西原	973-3427	みどり町5・6	972-5606	比嘉	977-7227
安慶名	972-6052	曙	965-4780	津堅	978-7510
平良川	973-6059	南栄	964-4263	照間	978-2233
上平良川	973-3493	城北	965-2111	与那城西原	978-2236
兼箇段	973-3552	中央	964-1771	与那城西原	978-2230
米原	973-3431	松島	964-6060	饒辺	978-2232
赤道	973-3432	宮前	965-1113	屋慶名	978-2228
江洲	973-3001	東山	965-4297	平安座	977-8127
宮里	973-9013	旭	965-4520	桃原	977-8182
喜仲	979-0503	港	965-4964	上原	977-8166
上江洲	973-3502	伊波	965-1807	宮城	977-7924
大田	973-3555	嘉手苺	964-4350	池味	977-8256
川田	973-3556	山城	965-5233	伊計	977-7373

避難実施マニュアル

避難実施マニュアル

このマニュアルは、国及び県対策本部から避難の指示がされた場合や武力攻撃災害が発生し、国や県の指示を待ついとまがない場合、速やかな避難・救援等が実施できるよう定めたものである。

1 留意点

着上陸侵攻、航空機攻撃、テロ・ゲリラ、弾道ミサイルなどの武力攻撃から避難開始時期、状況、避難先等の総合的な検討が必要であり、住民に避難を求める際において、正確な情報提供、的確な避難指示、関係機関・団体との連携が重要である。

この際、社会的混乱防止、武力攻撃災害に伴う被害の予防・最小化が必要。

2 避難実施段階の市の組織体制及び主な事務分掌

部名	班名	班長 (班員)	事 務 分 掌
各班 共通			<ul style="list-style-type: none"> ① 所管する施設及び管内の被災情報等の収集に関すること。 ② 関係機関との連絡調整に関すること。 ③ 他班の協力支援に関すること。
統 括 情 報 部 (部長…副市長、 補佐…企画部参事)	全体統括班	危機管理課長 〔 危機管理課員 総務政策課員 産業政策課員 〕	<ul style="list-style-type: none"> ① 市対策本部、現地対策本部の運営に関すること。 ② 市が実施する国民保護措置の総括に関すること。 ③ 各部への本部決定事項の伝達及び事務分掌の調整に関すること。 ④ 国民保護措置の実施に関する各部間の調整に関すること。 ⑤ 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること。 ⑥ 被災情報、安否情報等の県への報告に関すること。 ⑦ 防災行政無線の運用に関すること。
	情報班	DX推進課長 〔 DX推進課員 〕	<ul style="list-style-type: none"> ① 通信回線や通信機器の確保、市内LANの管理に関すること。 ② 被災情報、避難や救援の実施状況、武力攻撃災害等への対処状況、安否情報その他全体統括班から収集を依頼された情報などの収集、整理及び集約に関すること。
	広報班	秘書広報課長 〔 秘書広報課員 〕	<ul style="list-style-type: none"> ① 本部長及び副本部長との調整に関すること。 ② 緊急記者会見の設定に関すること。 ③ 武力攻撃災害による被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整等、記者会見等対外的な広報活動に関すること。 ④ 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関すること。

	庶務班	職員課長 〔職員課員〕	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員の非常招集に関する事。 ② 国民保護措置従事職員の健康管理及び公務災害に関する事。 ③ 国民保護措置従事職員の食料等の確保に関する事。 ④ 国民保護措置従事職員のローテーション管理に関する事。 ⑤ 関係機関への職員応援要請に関する事。
避難支援部 (部長…都市建設部長、 補佐…財務部長、 農林水産部長)	安否情報班	市民課長 〔市民課員〕	<ul style="list-style-type: none"> ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 安否情報リストの作成に関する事。 ③ 部内の他班に属さない事。
	避難所班	資産税課長 〔資産税課員 納税課員 市民税課員〕	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難所の開設・運営に関する事。
	一時避難所班	公園整備課長 〔公園整備課員 農林水産政策課員〕	<ul style="list-style-type: none"> ① 公園避難所（都市公園：一時避難所）の設置に関する事。 ② 公園避難所（農村公園：一時避難所）の設置に関する事。
	避難誘導班	都市政策課長 〔都市政策課員 用地課員 建築行政課員 建築工事課員〕	<ul style="list-style-type: none"> ① 住民の避難誘導、避難支援に関する事。 ② 離島（津堅島等）の住民避難対策に関する事。
物資支援部 (部長…企画部長、	物資受入班	企画政策課長 〔企画政策課員 こども家庭課員 会計課員〕	<ul style="list-style-type: none"> ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 救援・義援物資の受入れ体制に関する事。 ③ 義援金等の受入、管理・保管に関する事。 ④ 部内の他班に属さない事。
	輸送班	資産マネジメント課長 〔資産マネジメント課員 スポーツ課員 契約検査課員〕	<ul style="list-style-type: none"> ① 市有車両の管理及び配車に関する事。 ② 避難住民、救援物資等の運送手段の確保に関する事。（物資受入班と連携） ③ 輸送を必要とする各班との総合調整に関する事。

補佐…経済産業部長、 学校教育部長、 会計管理者)	配給班	商工振興課長 〔商工振興課員 農林水産整備課員 生産振興課員〕	① 生活物資の流通調整に関する事。 (県と連携) ② 食料及び生活必需品の確保に関する事。 (県及び商工会と連携)
	炊き出し班	学校給食センター長 〔学校給食センター員〕	① 救援炊き出しに関する事。
	ボランティア班	プロジェクト推進1課長 〔プロジェクト推進1課員〕 〔プロジェクト推進2課員〕	① ボランティア総合窓口に関する事。
施設管理部 (部長…総務部長、 補佐…都市建設部参事・水道部長)	庁舎管理班	施設保全課長 〔施設保全課員〕	① 部内の連絡調整に関する事。 ② 庁舎等市有財産の被災状況及び保全対策に関する事。 ③ 部内の他班に属さない事。
	教育施設班	教育施設課長 〔教育施設課員〕	① 所管施設(学校等)の状況把握に関する事。 ② 避難所の開設支援に関する事。(避難支援部避難所班と連携)
	文化財班	文化財課長 〔文化財課員〕	① 文化財等の状況把握に関する事。
	道路対策班	維持管理課長 〔維持管理課員〕 〔道路整備課員〕	① 交通不能箇所及び通行路線の把握に関する事。 ② 緊急通行路及び橋梁の確保に関する事。 ③ 道路規制に関する事。(消防・県警と連携)

	水道対策班	工務課長 〔 工務課員 営業課員 水道政策課員 〕	① 水道施設の状況把握に関する事。 ② 避難所における給水の確保に関する事。 ③ 武力攻撃災害時の配水体制に関する事。 ④ 応急給水に係る情報収集・伝達・広報に関する事。
市民支援部（部長・福祉部長、補佐・こども未来部参事）	要支援者支援班	福祉政策課長 〔 福祉政策課員 保護課員 介護長寿課員 障がい福祉課員 〕	① 部内の連絡調整に関する事。 ② 市内の避難行動要支援者（高齢者、障がい者等）の把握に関する事。 ③ 避難行動要支援者の避難支援に関する事。 ④ 市内の関係機関・団体（社会福祉施設、介護施設、障がい者施設等）との連絡調整に関する事。 ⑤ 行旅病人及び行旅死亡人対策に関する事。 ⑥ 赤十字に関する事。 ⑦ 部内の他班に属さない事。
	基地渉外班	危機管理課主幹 〔 危機管理課員 〕	① 市内米軍基地及び関係機関との連絡調整に関する事。 ② 市内の米軍基地等の被災情報に関する事。
	外国人支援班	市民協働政策課長 〔 市民協働政策課員 〕	① 市内在住外国人の把握に関する事。 ② 市内在住外国人の避難支援に関する事。
	観光客支援班	観光イベント課長 〔 観光イベント課員 〕	① 市内観光客の把握に関する事。 ② 観光関連施設との連絡調整に関する事。 ③ 観光客への情報提供に関する事。
	教育支援班	学校教育課長 〔 学校教育課員 教育支援センター員 学務課員 保育こども園課員 〕	① 所管施設の状況把握に関する事。 ② 幼児児童生徒の安全確保及び避難計画に関する事。 ③ 学校職員の動員や幼児児童生徒の臨時休校等、学校運営に関する事。 ④ 応急保育に関する事。 ⑤ 市内の保育施設との連絡調整に関する事。

保健衛生部（部長…市民生活部長、補佐…子ども未来部長、水道部長）	救護班	健康支援課長 〔健康支援課員 子育て世代包括 支援センター員〕	① 部内の連絡調整に関する事。 ② 救護班の編成、派遣に関する事。 ③ 医薬品及び衛生資器材の確保、調達に関する事。 ④ 医療機関との連絡調整に関する事。 ⑤ 感染症予防に関する事。 ⑥ 部内の他班に属さない事。
	環境保全班	環境政策課長 〔環境政策課員 不法投棄対策室員〕	① 動物の保護及び収容に関する事。 ② 危険動物等の対策に関する事。 ③ 仮設トイレや避難所等のし尿処理に関する事。
	仮設トイレ班	下水道課長 〔下水道課員 水道政策課員〕	① 避難所における仮設トイレの設置に関する事。 ② 仮設トイレに関する情報収集・連絡・広報に関する事。
	安置所班	行政推進課長 〔行政推進課員 国民健康保険課員 財務政策課員〕	① 遺体安置所の開設・運営に関する事。 ※状況に応じて各部各班からの応援により結成
救命救助部（部長…消防長、補佐…消防本部参事）	消防総務班	消防政策課長 〔消防政策課員〕	① 部内の連絡調整に関する事。 ② 機材及び物品の調達に関する事。 ③ 職員の動員及び配置に関する事。 ④ 部内の他班に属さない事。
	警防班	警防課長 〔警防課員〕	① 武力攻撃災害への警戒に関する事。 ② 関係機関との連絡調整に関する事。 ③ 県内消防応援隊及び緊急消防援助隊への応援要請に関する事。
	予防班	予防課長 〔予防課員〕	① 危険物施設等の保安に関する事。

	消 防 班	各消防署長 〔 各消防署員 〕	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員・団員の招集及び配置に関すること。 ② 広報車による広報活動に関すること。 ③ 住民の避難誘導、避難支援に関すること。 ④ 武力攻撃災害への警戒に関すること。 ⑤ 救助・救急に関すること。 ⑥ 武力攻撃災害の鎮圧に関すること。 ⑦ 救護所の設置運営に関すること。（救護班と連携） ⑧ 市域の被災情報の収集に関すること。（県警、海保、自衛隊等と連携）
全 体 支 援 部 （部長…社会教育部長、 補佐…社会教育部参事、 議事事務局長）	支 援 班	教育政策課長 〔 教育政策課員 生涯学習 文化振興センター員 図書館員 こども政策課員 こども教育支援課員 こども発達支援課員 共生推進室員 議会事務局員 選挙管理委員会局員 監査事務局員 農業委員会局員 〕	<ul style="list-style-type: none"> ① 他班の協力支援に関すること。

3 活動要領

(1) 実施体制

- ① 市長は、国及び県対策本部から避難、救援等の指示を受けたときは、速やかに関係機関・団体と連携して実施する。
- ② 統括情報部全体統括班は、住民の避難が市外、県外になる場合に備えて、国、県、関係市町村等との連絡体制を確保する。
- ③ 市は、全庁をあげて住民の避難を支援する。
- ④ 市対策本部会議
対策本部長（市長）は、速やかに市本部会議を開催

目的	項目
情報の共有	武力攻撃事態の内容・各部局の状況・政府、県、関係機関等の状況・被災状況・避難経路・避難所の選定・その他必要な情報
基本活動方針の決定	情報収集の強化・関係機関、団体との連携・人命の最優先・避難経路・避難所の選定・避難方法・その他必要な事項

(2) 警報及び避難の指示等

① 警報

市長は、国及び県対策本部長が発令した警報の通知の内容を速やかに各部各班、関係機関・団体等及び市域の住民に通知する。

なお、武力攻撃事態が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に含まれている場合は、防災行政無線のチャイムは国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴し、警報の内容等を周知する。

	伝達方法	伝達内容
各部各班	内線、NTT回線等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃事態の予測及び現状 ・ 武力攻撃事態が迫り、又は現に発生したと認められる避難 ・ 住民及び公私団体に対し、周知させるべき事項等
関係機関・団体	担当課から連絡	
住民	防災行政無線、広報車等	

② 避難指示

市長は、国及び県対策本部長から避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに県、県警察等関係機関の意見を聞いたうえで、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンに基づき、避難実施要領を作成する。

避難実施要領を定めた場合、市国民保護計画に定めるところにより警報に準じて、関係機関・団体、住民等に伝達するほか、県、市域を管轄する警察署長、中城海上保安部長、陸上自衛隊勝連分屯地司令、海上自衛隊沖縄基地隊司令、指定（地方）公共機関等に電話・FAX等で通知するものとする。

(3) 輸送

- ① 統括情報部は、避難所、避難経路、地域の状況等を総合的に勘案し、市対策本部で策定した避難実施要領に基づき、避難支援部避難誘導班に輸送経路等を指示する。
- ② 物資支援部輸送班は、県（企画部）と連携し、関係機関又は民間の輸送車両が確保でき次第、統括情報部全体統括班に連絡し、車両配置の調整を行う。
- ③ 避難距離が短い場合（市内での移動）は、徒歩での避難を基本とし、高齢者、障がい者、乳幼児やその保護者、妊婦、病弱者等については車両輸送する。
- ④ 移動距離が長い場合（市外への移動等）は、最寄りの避難所又は一時避難所に徒歩で移動してもらい、避難所から市外へ車両輸送する。この際、高齢者、障がい者、乳幼児やその保護者、妊婦、病弱者等を優先し、一般を次ぎ順位とする。
- ⑤ 避難支援部避難誘導班は、物資支援部輸送班との連携を密にし、効率的な車両輸送を実施する。
- ⑥ 携行品は、必要最小限にとどめ、ペット等の携行は認めない。（盲導犬等は除く）

(4) 医療・衛生

保健衛生部救護班は、武力攻撃の発生により、多数の負傷者がでた場合、市消防と連携し、救護所を設置して負傷者の対応にあたるものとする。この場合、救護所の設置場所については、安全な地域（例：避難所周辺、現地対策本部周辺等）に設置し、国民保護措置従事職員の安全確保を図るものとする。また、関係機関・団体（物資支援部輸送班、県や医師会）と連携し、負傷者の医療体制・搬送体制を確保する。

(5) 避難所

① 避難所の開設・運営

避難支援部避難所班及び施設の管理者は、避難住民の名簿を作成し、人数等を把握する。名簿の様式については、市地域防災計画 第2編 第2章 第8節によるものとする。

避難が中・長期間になる場合は、食料や生活必需品を確保する。確保方法については、避難名簿から人数、内容等を把握し、物資支援部配給班へ必要数量を要請する。食料や生活必需品の輸送は、物資支援部配給班が物資支援部輸送班と調整し手配する。

② 一時避難所の開設・運営

避難支援部一時避難所班は、避難対象地域内及びその周辺の公園等を一時避難所として開設する。一時避難所の性格としては、避難所等へ避難する前の中継地点である。このことから、一時避難所周辺の住民の避難が完了次第、

撤収するものとする。また、一時避難所から避難所までは徒歩での避難を基本とするが、高齢者、障がい者、乳幼児やその保護者、妊婦、病弱者については、物資支援部輸送班と調整し、車両輸送するものとする。

また、避難所等へ、ペット等（盲導犬等は除く）の携行をしないよう指導し、携行品も必要最小限度にとどめるよう指導する。

(6) 広報

この段階の広報は、住民が不安、誤解を招かないよう留意し、適宜必要な情報を提供する。

① 防災行政無線

統括情報部全体統括班で武力攻撃（予測）事態の状況、避難情報、警戒区域等の情報を住民に提供する。その際、出所が不明の情報、不確定の情報等は広報しないものとする。

② 広報車での広報活動

統括情報部全体統括班は、広報車での広報活動を要請する場合、地域・内容・時間帯を明示し、避難支援部避難誘導班、救命救助部消防班に要請する。

また、武力攻撃による危険が迫っている地域及び現に武力攻撃が発生している地域については、防災行政無線を中心に広報活動を行うものとする。

③ 放送内容

放送内容は、市対策本部会議で検討する。ただし、緊急を要する場合は、統括情報部長の判断で放送することができるものとする。

(放送内容例)

- | | |
|----------------|----------------|
| ・武力攻撃（予測）事態の概要 | ・今後の情報に関すること |
| ・避難に関すること | ・交通規制に関すること |
| ・重要情報の通報に関すること | ・冷静な対応の呼びかけ 等々 |

(7) 避難行動要支援者支援対策

避難の指示がされた場合、避難行動要支援者（高齢者、障がい者等）の避難支援を実施する。

① 市民支援部要支援者支援班は、収集した高齢者及び障がい者等の独居世帯情報を活用し、避難行動要支援者の避難支援にあたる。また、必要があれば、これらの情報を消防、警察等の関係機関に提供し、避難行動要支援者の避難支援の協力体制を構築する。

② 避難支援に当たっては、避難行動要支援者の避難に伴う怪我や体調の変化等には注意を払い、必要があれば物資支援部輸送班又は市消防救急隊へ要請する。

③ 避難行動要支援者の避難については、基本的には一時避難所へ徒歩で避難してもらい、歩行することが困難である者には、車両輸送を実施する。その際、物資支援部輸送班に連絡し調整するものとする。

(8) 安否情報リスト

- ① 避難支援部安否情報班は、避難所等へ要員を派遣し、安否情報の収集を行う。その際、避難支援部避難所班等と連携し、避難者名簿等を参考しながら安否情報の収集を行う。また、避難支援部安置所班や消防・警察等関係機関と連携し、安否情報の収集を行う。

安否情報の収集方法、収集項目及び様式等については、本計画 第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 安否情報の収集・提供によるものとする。

- ② 避難支援部安否情報班は、安否情報の照会窓口を設置するものとする。その際、武力攻撃による危険区域等に留意し、設置するものとする。（設置場所例：避難所周辺、市対策本部等）
- ③ 住民からの安否情報の照会に迅速に対処するため、避難所や関係機関から収集した情報は、照会窓口を集約し、整理するものとする。
- ④ 整理した安否情報は、定期的に統括情報部全体統括班に報告するものとする。

(9) 食料・生活必需品

避難が指示され、避難所を開設した場合、必要に応じて食料及び生活必需品を配布する。

① 食料

避難支援部避難所班と連携して避難者の数を把握し、食料を確保する。

食料の確保に当たっては、統括情報部全体統括班と連携し、県（農林水産部）や市飲食業組合、民間業者等の関係機関・団体に要請する。この場合、乳幼児や高齢者に配慮した食料（例：粉ミルクや離乳食、おかゆ等）の確保にも努める。

また、食料の輸送については、発注先業者に依頼するか、県が指示した団体等を第一順位とし、市の物資支援部輸送班は住民避難の実施や車両の所有状況から第二順位とするよう調整するものとする。

② 生活必需品

避難支援部避難所班と連携して避難者の数を把握し、生活必需品を確保する。

生活必需品の確保に当たっては、統括情報部全体統括班と連携し、県（商工労働部）や商工会、民間業者等の関係機関・団体に要請する。この場合、乳幼児や女性等に配慮した生活必需品（例：おむつや生理用品等）の確保にも努める。

また、生活必需品の輸送については、発注先業者に依頼するか、県が指示した団体等を第一順位とし、市の物資支援部輸送班は住民避難の実施や車両の所有状況から第二順位とするよう調整するものとする。

③ 国民保護措置従事職員の食料

統括情報部庶務班は、配備要員名簿から国民保護措置従事職員の人数を把握し、物資支援部配給班と連携して食料等の確保を行う。

(10) 教育対策

市教育委員会は、避難の指示等がされた場合、幼児児童生徒の安全を第一に確保するものとする。

- ① 授業中などに避難の指示等がされた場合、体育館等の広場に全幼児児童生徒を集合させ、人数の確認等を行う。その後、教育委員会を通じ、統括情報部全体統括班の指示により避難を開始するものとする。また、保護者に対し、電話等を通じて避難先の連絡を実施する。
- ② 登下校時に避難の指示等がされた場合、通学路及びその周辺地域へ教職員等を派遣し、必要な措置を講ずるとともに、状況に応じ、警察、消防等の関係機関と連携して幼児児童生徒の安全を確保する。
- ③ 避難期間が中・長期に及ぶことが予想されるときは、避難先での幼児児童生徒の応急教育活動が実施できるよう県教育庁等の関係機関と調整を図る。

(11) 住民避難誘導支援

避難の指示がされた場合、避難誘導を実施する各班は、消防、警察などの関係機関と連携し、住民の避難支援を行う。

① 誘導グループ

避難経路上に誘導グループを配置し、最寄りの一時避難所又は避難所の方角に誘導していく。交差点などのポイントには、確実に人員を配置し、適切な誘導ができるよう留意する。また、避難者に対して、携行品は必要最小限とし、ペット等（盲導犬は除く）の携行はしないよう指導する。

② 避難支援グループ

避難を要する地域の残留者の確認を行う。この場合、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者については、避難の指示に従うようできる限り説得に努めるものとし、どうしても説得に応じない場合は、関係機関と協力連携して対応する。

(12) 離島住民対策

避難の指示がされた場合、避難支援部避難誘導班は、統括情報部全体統括班と連携し、離島住民の輸送手段を確保する。その後、公民館や漁港等の安全を確認し住民を誘導する。その際、避難住民の人数等の把握、携行品の最小限化、ペット等（盲導犬は除く）の携行はしない等の指導を行う。

統括情報部全体統括班は、自衛隊、海保、海運会社や漁業協同組合等の関係機関・団体に離島の住民避難について協力要請をし、輸送手段を確保する。

また、避難支援部避難誘導班は、対象地域の住民避難が完了したときは、速やかに撤収するものとする。

(13) 遺体安置所の開設・運営

武力攻撃災害により、遺体安置所の開設が必要となった場合、避難支援部安置所班は、統括情報部全体統括班の指示により遺体安置所を開設する。その際、統

統括情報部全体統括班は、遺体の搬送、安置を的確に実施するため、関係機関に対して、遺体安置所の開設を通知するものとする。

多数の死者がでた場合、避難支援部安置所班のみでの対応が困難となることから、各部各班は、数名の人員を派遣することに努める。派遣人数の調整については、統括情報部庶務班が調整するものとする。

また、避難支援部安置所班は、ドライアイス、納棺用品、仮葬祭用品等を関係機関・団体に要請し、調達する。

遺体安置所の開設・運営については、市地域防災計画 第2編 第2章 第2節によるものとし、遺体の身元が判明次第、避難支援部安否情報班に連絡するものとする。

また、遺体安置所を設置している地域に、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生した場合、統括情報部全体統括班は避難支援部安置所班に対し、適切な指示（遺体安置所を警察、自衛隊等の機関に引き継ぐか別の場所に搬送する等の処置）をするものとする。

(14) 消防

避難の指示がされた場合、住民の避難誘導を優先事項とし、かつ武力攻撃災害の発生に備え、救急搬送体制、武力攻撃災害への警戒・防御について、関係機関・団体と連携する。

(15) 国民保護措置従事職員の安全確保

市長は、国民保護措置従事職員の安全を確保するため、武力攻撃が迫り、警報が発令されたときには、各部各班へ迅速に伝達するものとする。

また、現に武力攻撃が発生している地域においては、当該地域で活動している国民保護措置従事職員を撤収又は安全な場所まで後退させる。その際、関係機関との情報の共有に努め、密接に連携し、必要な措置を講ずる。

(16) 市外・県外への避難について

避難の指示が市外・県外の場合、統括情報部全体統括班は、県対策本部と連携し、避難先の受入確認等の調整を行う。この際、市の避難住民を可能な限り分散させず、一箇所若しくは近隣避難所に集中させるように調整する。

また、住民を避難させる際に使用する車両、航空機、船舶等については、県対策本部等と調整し、指示を受けるものとする。

市外・県外での食料及び生活必需品についても県対策本部等と連携し、確保に努めるものとする。

(17) 救援・義援物資の配分・輸送

市対策本部で救援・義援物資の内容・数量を確認し、配布時期、方法等を協議のうえ決定する。その際、食料品など特に保存のきかない物資から優先して配布するものとする。また、輸送については、輸送班が担当するものとする。

避難住民復帰マニュアル

避難住民復帰マニュアル

このマニュアルは、避難指示の解除後、避難した住民の復帰を円滑に行い、避難生活の解消を図ることを目的とする。

1 留意点

基本的には、事態の緊急性が低いと考えられるので、必ずしも誘導を行う必要はなく、最適な方法により実施する。

しかし、避難が市外・県外に及んだ場合には、少なからず地域の拠点（学校や公民館、公園等）まで輸送する必要がある。

2 避難住民復帰段階の市の組織体制及び主な事務分掌

部名	班名	班長 (班員)	事務分掌
各班 共通			<ul style="list-style-type: none"> ① 所管する施設及び管内の被災情報等の収集に関すること。 ② 関係機関との連絡調整に関すること。 ③ 他班の協力支援に関すること。
統括情報部 (部長・副市長、補佐・企画部参事)	全体統括班	危機管理課長 (危機管理課員 総務政策課員 産業政策課員)	<ul style="list-style-type: none"> ① 市が実施する避難住民復帰に関する総括 ② 各部への本部決定事項の伝達及び事務分掌の調整に関すること。 ③ 国民保護措置の実施に関する各部間の調整に関すること。 ④ 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること。 ⑤ 被災情報、安否情報等の県への報告に関すること。 ⑥ 防災行政無線での広報に関すること。 ⑦ 警報の解除、避難指示解除の通知等 ⑧ 他部に属さないこと。
	情報班	DX推進課長 (DX推進課員)	<ul style="list-style-type: none"> ① 通信回線や通信機器の確保、市内LANの管理に関すること。 ② 被災情報、避難や救援の実施状況、武力攻撃災害等への対処状況、安否情報その他全体統括班から収集を依頼された情報などの収集、整理及び集約に関すること。
	広報班	秘書広報課長 (秘書広報課員)	<ul style="list-style-type: none"> ① 対策本部長及び副本部長との調整に関すること。 ② 武力攻撃災害による被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動に関すること。 ③ 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関すること。

避難支援部（部長・都市建設部長、補佐・財務部長、農林水産部長）	庶務班	職員課長 〔職員課員〕	① 国民保護措置従事職員の健康管理及び公務災害に関すること。 ② 国民保護措置従事職員の食料等の確保に関すること。 ③ 国民保護措置従事職員のローテーション管理に関すること。 ④ 関係機関への職員応援要請に関すること。
	安否情報班	市民課長 〔市民課員〕	① 部内の連絡調整に関すること。 ② 安否情報リストの作成・照会に関すること。 ③ 部内の他班に属さないこと。
	避難所班	資産税課長 〔資産税課員 納税課員 市民税課員〕	① 避難所の運営・閉鎖に関すること。
	一時避難所班	公園整備課長 〔公園整備課員 農林水産政策課員〕	① 所管する都市公園等の状況把握に関すること。 ② 関係機関との連絡調整、被災情報の収集に関すること。
	避難誘導班	都市政策課長 〔都市政策課員 用地課員〕	① 広報車による広報活動に関すること。 ② 避難住民の復帰支援に関すること。 ③ 離島（津堅島等）の避難住民の復帰に関すること。
	建築指導班	建築行政課長 〔建築行政課員〕	① 被災した建物等の危険度判定に関すること。
	仮設住宅班	建築工事課長 〔建築工事課員〕	① 応急仮設住宅に関すること。

物資支援部 (部長…企画部長、補佐…経済産業部長、学校教育部長、会計管理者)	物資受入班	企画政策課長 〔企画政策課員 こども家庭課員 会計課員〕	① 部内の連絡調整に関すること。 ② 救援・義援物資の受入れ体制に関すること。 ③ 義援金等の受入、管理・保管に関すること。 ④ 部内の他班に属さないこと。
	輸送班	資産マネジメント課長 〔資産マネジメント課員 スポーツ課員 契約検査課員〕	① 市有車両の管理及び配車に関すること。 ② 避難住民の復帰輸送及び救援物資の輸送に関すること。
	配給班	商工振興課長 〔商工振興課員 農林水産整備課員 生産振興課員〕	① 関係機関との連絡調整、被災情報の収集に関すること。 ② 食料及び生活必需品の確保に関すること。(県及び商工会と連携)
	炊き出し班	学校給食センター長 〔学校給食センター員〕	① 施設の状況把握に関すること。 ② 救援炊き出しに関すること。
	ボランティア班	プロジェクト推進1課長 〔プロジェクト推進1課員 プロジェクト推進2課員〕	① ボランティア総合窓口に関すること。
施設管理部 (部長…総務部長)	庁舎管理班	施設保全課長 〔施設保全課員〕	① 部内の連絡調整に関すること。 ② 庁舎等市有財産の被災状況及び保全対策に関すること。 ③ 部内の他班に属さないこと。
	教育施設班	教育施設課長 〔教育施設課員〕	① 所管施設(学校等)の状況把握に関すること。 ② 避難所の廃止に関すること。

補佐…都市建設部参事	文化財班	文化財課長 〔文化財課員〕	① 文化財等の状況把握に関する事。
	道路対策班	維持管理課長 〔維持管理課員〕 〔道路整備課員〕	① 交通不能箇所及び通行路線の把握に関する事。 ② 地すべり地域等市内の危険箇所の状況把握に関する事。 ③ 河川施設等の状況把握に関する事。 ④ 道路規制に関する事。(消防、警察と連携)
	水道対策班	工務課長 〔工務課員〕 〔営業課員〕 〔水道政策課員〕	① 水道施設の状況把握に関する事。 ② 避難所における給水の確保に関する事。 ③ 断水地域の配水体制に関する事。 ④ 応急給水・応急復旧に係る情報収集・伝達・広報に関する事。 ⑤ 水道事業応援団体の受け入れに関する事。
市民支援部(部長…福祉部長、補佐…こども未来部参事、経済産業部長、社会教育部長)	要支援者支援班	福祉政策課長 〔福祉政策課員〕 〔保護課員〕 〔介護長寿課員〕 〔障がい福祉課員〕	① 部内の連絡調整に関する事。 ② 市内の避難行動要支援者(高齢者、障がい者等)の把握に関する事。 ③ 避難行動要支援者の復帰支援に関する事。 ④ 市内の関係機関・団体(社会福祉施設、介護施設、障がい者施設等)の復帰支援に関する事。 ⑤ 被災者の生活保護に関する事。 ⑥ 行旅病人及び行旅死亡人対策に関する事。 ⑦ 赤十字に関する事。 ⑧ 部内の他班に属さない事。
	基地渉外班	危機管理課主幹 〔危機管理課員〕	① 市内米軍基地及び関係機関との連絡調整に関する事。 ② 市内の米軍基地等の被災情報に関する事。
	外国人支援班	市民協働政策課長 〔市民協働政策課員〕	① 市内在住外国人の把握に関する事。 ② 市内在住外国人の復帰支援に関する事。

	観光客支援班	観光イベント課長 〔観光イベント課員〕	① 関係機関との連絡調整、被災情報の収集に関する事。 ② 観光客の復帰支援に関する事。
	教育支援班	学校教育課長 〔学校教育課員 教育支援センター員 学務課員 保育こども園課員〕	① 所管施設の状況把握に関する事。 ② 応急保育に関する事。 ③ 学校教材及び教育資機材の確保に関する事。
保健衛生部（部長・市民生活部長、補佐）	救護班	健康支援課長 〔健康支援課員 子育て世代 包括支援センター員〕	① 部内の連絡調整に関する事。 ② 医療機関との連絡調整に関する事。 ③ 救護所の運営（撤収含む）に関する事。（消防と連携） ④ 住民の健康相談に関する事。 ⑤ 感染症予防に関する事。 ⑥ 部内の他班に属さない事。
	環境保全班	環境政策課長 〔環境政策課員 不法投棄対策室員〕	① 被災地域の防疫に関する事。 ② 動物の死体の処理及び危険動物等の対策に関する事。 ③ し尿の処理に関する事。
子ども未来部長、水道部長	仮設トイレ班	下水道課長 〔下水道課員 水道政策課員〕	① 避難所における仮設トイレの撤収に関する事。 ② 下水道施設の状況把握に関する事。 ③ 下水道事業応援団体の受け入れに関する事。
	安置所班	行政推進課長 〔行政推進課員 国民健康保険課員 財務政策課員〕	① 遺体安置所の運営・閉鎖に関する事。 ※状況に応じて各部各班からの応援により結成
救命救助部	消防総務班	消防政策課長 〔消防政策課員〕	① 部内の連絡調整に関する事。 ② 消防職員、団員の公務災害及び健康管理に関する事。 ③ 消防施設の状況把握に関する事。 ④ 部内の他班に属さない事。

(部長…消防長、補佐…消防本部参事)	警防班 〔 警防課長 〔 警防課員 〕 〕	① 関係機関との連絡調整に関する事 ② 県内消防応援隊及び緊急消防援助隊への応援要請に関する事
	予防班 〔 予防課長 〔 予防課員 〕 〕	① 危険物施設等の保安に関する事
	消防班 各消防署長 〔 各消防署員 〕	① 広報車による広報活動に関する事。 ② 救急・救助に関する事。 ③ 武力攻撃災害の鎮圧に関する事。 ④ 行方不明者の捜索に関する事。 ⑤ 市域の被災情報の収集に関する事。(県警、海保、自衛隊等と連携)
全体支援部(部長…社会教育部長、補佐…社会教育部参事、議事事務局長)	支援班 教育政策課長 〔 教育政策課員 生涯学習 文化振興センター員 図書館員 こども政策課員 こども教育支援課員 こども発達支援課員 共生推進室員 議事事務局員 選挙管理委員会局員 監査事務局員 農業委員会局員 〕	① 他班の協力支援に関する事

3 活動要領

(1) 実施体制

① 市対策本部及び市現地対策本部の廃止

市長（統括情報部全体統括班）は、対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく対策本部及び現地対策本部を廃止する。

また、市対策本部を廃止したときは、市対策本部設置の通知に準じて市対策本部廃止の通知を行うものとする。

② 市復帰支援本部の設置

市対策本部を廃止した場合、必要に応じ市復帰支援本部（本部長：市長）を設置し、避難住民の復帰を支援するものとする。

市復帰支援本部の組織体制は、市対策本部組織を移行させたものとし、設置期間は概ね復帰が完了したと認められるまでとする。

なお、市復帰支援本部の各部各班の主な事務分掌は、本マニュアルの 2 避難住民復帰段階の市の組織体制及び主な事務分掌によるものとする。

③ 市復帰支援本部の廃止

避難住民の復帰が概ね完了したと認められるとき、市復帰支援本部は廃止するものとする。その場合、統括情報部全体統括班は、関係機関に市復帰支援本部廃止の通知を行うものとする。

(2) 情報収集

避難先地域からの復帰については、復帰先の安全を確認・確保したうえで行うものとする。

① 統括情報部全体統括班は、消防、警察、海保、自衛隊等の関係機関と連携し、復帰先の安全の確認を行う。

② 市対策本部（市復帰支援本部）は、関係機関及び関係各班から復帰先の状況等の情報を収集し、復帰日時、交通手段、復帰ルート等を選定して関係機関に通知する。

(3) 避難住民の復帰

基本的には、避難所から徒歩等にて復帰するが、徒歩による復帰が困難な者（高齢者や妊婦、病弱者等）については、車両輸送を実施するものとする。

また、市外及び県外からの復帰については、少なからず地域の拠点まで輸送する必要がある、車両・船舶・航空機等適切な方法により実施する。船舶及び航空機の手配については、統括情報部全体統括班が県や関係機関と調整して実施し、車両の手配については、物資支援部輸送班で車両の確保及び輸送を行うものとする。

(4) 避難住民の復帰支援活動

統括情報部全体統括班は、消防・警察・海保・自衛隊等の関係機関から復帰先の安全を確認した場合、避難住民の復帰の実施に先立ち、復帰支援を担当する各

部各班を現地に派遣する。派遣された各班は、被災状況の詳細や規模等を調査し、統括情報部全体統括班に連絡するものとする。この場合、復帰支援を担当する班が複数あることから、各班は連携をするよう留意する。

また、避難住民復帰の実施にともない、道路の損壊等危険な場所に近づけないよう人員を配置し、迂回路等に誘導するものとする。

(5) 避難所

市内の避難所について、被災状況によっては、避難所の即時廃止が困難となることが予想されることから、復帰の状況等を勘案し、決定することとする。また、避難支援部避難所班は、住居等の被害が甚大で、避難所に留まる避難者数について把握し、その世帯数及び人数を統括情報部全体統括班に報告するものとする。

統括情報部全体統括班は、避難支援部避難所班からの報告により、食料及び生活必需品の調達を物資支援部物資受入班、物資支援部配給班に依頼し、避難支援部仮設住宅班に応急仮設住宅の設置等の調整を行う。

(6) 応急仮設住宅

避難支援部仮設住宅班は、応急仮設住宅の設置について、県土木建築部や関係機関と調整のうえ、設置に努める。また、入居者の優先順位については、高齢者や障がい者、妊婦、病弱者等を優先するよう配慮する。

(7) 遺体安置所

遺体安置所の運営については、市地域防災計画 第2編 第2章 第2.2節のとおりとし、安置所の廃止については、遺族等の引き取りなどにより安置所から遺体がなくなった段階で廃止するものとする。その際、統括情報部全体統括班に報告するものとし、報告を受けた統括情報部全体統括班は、関係機関へ遺体安置所の廃止の通知をする。

(8) 安否情報リスト

避難支援部安否情報班は、各庁舎等に安否情報照会窓口を設置する。複数箇所に窓口を設置した場合、収集した情報及び照会申請等が一元的に管理できるよう留意する。

安否情報の収集については、避難実施時に収集した情報や遺体安置所からの連絡、消防や警察等の機関と連携を密にし、情報を管理する。

また、定期的に統括情報部全体統括班に安否情報の一覧を報告する。

(9) 行方不明者の搜索

市消防は、警察や海保、自衛隊等の関係機関と連携し、武力攻撃による被災地域や避難支援部安否情報班から得た安否情報等をもとに行方不明者の搜索を実施する。また、遺体を発見した場合は、警察の検視を実施し、遺体安置所に搬送するものとする。

復旧・復興マニュアル

復旧・復興マニュアル

このマニュアルは、国民保護措置終了後、武力攻撃災害から、速やかに市民生活の再建と安定を図ることを目的に定めたものである。

1 復旧・復興段階の市の組織体制及び主な事務分掌

部名	班名	班長 (班員)	事 務 分 掌
	各班 共通		<ul style="list-style-type: none"> ① 所管する施設及び管内の被災情報等の収集に関する事。 ② 関係機関との連絡調整に関する事。 ③ 他班の協力支援に関する事。
統括情報部 (部長・副市長、補佐・企画部参事)	全体統括班	危機管理課長 (危機管理課員 総務政策課員 産業政策課員)	<ul style="list-style-type: none"> ① 復旧・復興の総括に関する事。 ② 各部への本部決定事項の伝達及び事務分掌の調整に関する事。 ③ 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請に関する事。 ④ 被災情報、安否情報等の県への報告に関する事。 ⑤ 防災行政無線に関する事。
	情報班	DX推進課長 (DX推進課員)	<ul style="list-style-type: none"> ① 通信回線や通信機器の確保、市内LANの管理に関する事。 ② 被災情報、復旧・復興の実施状況、安否情報その他全体統括班から収集を依頼された情報などの収集、整理及び集約に関する事。
	広報班	秘書広報課長 (秘書広報課員)	<ul style="list-style-type: none"> ① 対策本部長及び副本部長との調整に関する事。 ② 武力攻撃災害による被災状況や市の活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動に関する事。 ③ 市の活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関する事。
	庶務班	職員課長 (職員課員)	<ul style="list-style-type: none"> ① 国民保護措置従事職員の健康管理及び公務災害に関する事。 ② 国民保護措置従事職員の食料等の確保に関する事。 ③ 国民保護措置従事職員のローテーション管理に関する事。
産業復興部 (部長・経済産業部長)	復興統括班	産業政策課長 (産業政策課員)	<ul style="list-style-type: none"> ① 部内の連絡調整に関する事。 ② 産業の復興の総括に関する事。 ③ 部内の他班に属さない事。
	農水産業復興班	農林水産政策課長 (農林水産政策課員 農林水産整備課員 生産復興課員)	<ul style="list-style-type: none"> ① 農地・農業用施設等の災害復旧支援に関する事。 ② 農業者の復旧・復興支援に関する事。 ③ 農産物の災害、共済事業に関する事。 ④ 畜産・水産者の復旧・復興支援に関する事。 ⑤ 種苗、家畜飼料等の調達・斡旋に関する事。 ⑥ 家畜伝染病の予防及び防疫に関する事。

補佐…農林水産部長	商工業復興班	商工振興課長 〔 商工振興課員 〕	<ul style="list-style-type: none"> ① 商工業施設等の復旧支援に関すること。 ② 復興のための商工業金融対策等の実施に関すること。 ③ 商工業団体との連絡調整に関すること。 ④ 労働関係機関との連絡調整に関すること。 ⑤ 復帰住民、被災者の就職支援に関すること。
	観光復興班	観光イベント課長 〔 観光イベント課員 〕	<ul style="list-style-type: none"> ① 観光施設の復旧支援に関すること。 ② 観光の復興に関すること。 ③ 観光客に対する広報に関すること。
物資支援部（部長…企画部長、補佐…学校教育部長、会計管理者）	物資受入班	企画政策課長 〔 企画政策課員 こども家庭課員 会計課員 〕	<ul style="list-style-type: none"> ① 救援・義援物資の受入れ体制に関すること。 ② 義援金等の受入、管理・保管に関すること。
	輸送班	資産マネジメント課長 〔 資産マネジメント課員 スポーツ課員 契約検査課員 〕	<ul style="list-style-type: none"> ① 市有車両の管理及び配車に関すること。 ② 救援物資の輸送に関すること。
	炊き出し班	学校給食センター長 〔 学校給食センター員 〕	<ul style="list-style-type: none"> ① 所管する施設の復旧に関すること。 ② 学校給食に関すること。 ③ 避難所への給食に関すること。
	ボランティア班	プロジェクト推進1課長 〔 プロジェクト推進1課員 プロジェクト推進2課員 〕	<ul style="list-style-type: none"> ① ボランティア総合窓口に関すること。
	庁舎復旧班	施設保全課長 〔 施設保全課員 〕	<ul style="list-style-type: none"> ① 庁舎等市有財産の被災状況及び保全対策に関すること。

施設復旧部 (部長・総務部長、 補佐・都市建設部長)	教育施設復旧班	教育施設課長 〔教育施設課員〕	① 所管する施設の復旧に関する事。 ② 所管する施設の維持管理に関する事。
	文化財復旧班	文化財課長 〔文化財課員〕	① 所管する施設の復旧に関する事。 ② 文化財の保護、修復に関する事。
	道路復旧班	道路整備課長 〔道路整備課員 都市政策課員〕	① 道路等の公共土木施設の復旧に関する事。 ② 地すべりや急傾斜箇所等の対策に関する事。 ③ 都市計画街路等の復旧に関する事。
	水道復旧班	工務課長 〔工務課員 営業課員 水道政策課員〕	① 水道施設の状況把握に関する事。 ② 避難所における給水の確保に関する事。 ③ 断水地域の配水体制に関する事。 ④ 応急給水に係る情報収集・伝達・広報に関する事。 ⑤ 水道事業応援団体の受け入れに関する事。
	公園復旧班	公園整備課長 〔公園整備課員〕	① 所管する都市公園施設の復旧に関する事。
	河川復旧班	維持管理課長 〔維持管理課員〕	① 河川排水路等の復旧に関する事。 ② 河川の管理に関する事。 ③ 水防に関する事。
	要支援者支援班	福祉政策課長 〔福祉政策課員 保護課員 介護長寿課員 障がい福祉課員〕	① 部内の連絡調整に関する事。 ② 高齢者、障がい者等の復旧・復興支援に関する事。 ③ 市内の関係機関・団体（社会福祉施設、介護施設、障がい者施設等）の復旧支援に関する事。 ④ 被災者の生活保護に関する事。 ⑤ 行旅病人及び行旅死亡人対策に関する事。 ⑥ 赤十字に関する事。 ⑦ 部内の他班に属さない事。

市民 支 援 部 (部長・福祉部長、 補佐・子ども未来部参事、 都市建設部参事)	基 地 渉 外 班	危機管理課主幹 〔 危機管理課員 〕	① 市内米軍基地及び関係機関との連絡調整に関する事。 ② 市内の米軍基地等の被災情報に関する事。
	外 国 人 支 援 班	市民協働政策課長 〔 市民協働政策課員 〕	① 市内在住外国人の把握に関する事。 ② 市内在住外国人の復旧・復興支援に関する事。
	教 育 支 援 班	学校教育課長 〔 学校教育課員 教育支援センター員 学務課員 保育子ども園課員 〕	① 応急保育に関する事。 ② 学校教材及び教育資機材の確保に関する事。
	安 否 情 報 班	市民課長 〔 市民課員 〕	① 安否情報リストの作成及び照会・回答に関する事。 ② 埋火葬許可に関する事。 ③ 戸籍等に関する事。
	救 済 手 続 班	総務政策課長 〔 総務政策課員 〕	① 不服申立て、争訟等の処理の統括に関する事。
	建 築 指 導 班	建築行政課長 〔 建築行政課員 〕	① 建築相談に関する事。 ② 建築物の応急修理の指導に関する事。
	被 害 調 査 班	建築工事課長 〔 各部各班からの派遣 により班結成 〕	① 市域の建物の被害調査に関する事。 ② 武力攻撃災害により、建物等が被災したことを証明する証明書の発行に関する事。

保健衛生部(部長…市民生活部長、補佐…子ども未来部長、水道部長)	救護班	健康支援課長 〔健康支援課員 子育て世代 包括支援センター員〕	① 部内の連絡調整に関する事。 ② 感染症予防に関する事。 ③ 赤十字に関する事。 ④ 健康相談に関する事。 ⑤ 医療機関との連絡調整に関する事。 ⑥ 医薬品及び衛生資材の確保に関する事。 ⑦ 感染症予防に関する事。 ⑧ 部内の他班に属さない事。
	環境保全班	環境政策課長 〔環境政策課員 不法投棄対策室員〕	① 廃棄物の処理に関する事。 ② 武力攻撃災害被災地域の防疫に関する事。 ③ し尿処理に関する事。 ④ 動物の死体の処理に関する事。 ⑤ 危険動物等の対策に関する事。
	仮設トイレ班	下水道課長 〔下水道課員 水道政策課員〕	① 仮設トイレの設置、撤去等に関する事。 ② 下水道施設の復旧・維持管理に関する事。 ③ 下水道事業応援団体の受け入れに関する事。
	安置所班	行政推進課長 〔行政推進課員 国民健康保険課員 財務政策課員〕	① 遺体安置所の運営・廃止に関する事。 ※状況に応じて各部各班からの応援により結成
救命救助部(部長…消防長、補佐…消防本部参事)	消防総務班	消防政策課長 〔消防政策課員〕	① 部内の連絡調整に関する事。 ② 消防職員、団員の公務災害及び健康管理に関する事。 ③ 消防施設の復旧、維持管理に関する事。 ④ 部内の他班に属さない事。
	警防班	警防課長 〔警防課員〕	① 武力攻撃災害の鎮圧に関する事。 ② 関係機関との連絡調整に関する事。
	予防班	予防課長 〔予防課員〕	① 危険物施設等の保安に関する事。

	消 防 班	各消防署長 〔各消防署員〕	<ul style="list-style-type: none"> ① 武力攻撃災害の鎮圧に関する事。 ② 救急・救助に関する事。 ③ 行方不明者の捜索に関する事。
全 体 支 援 部 （ 部 長 ・ 社 会 教 育 部 長 、 補 佐 ・ 社 会 教 育 部 参 事 、 議 会 事 務 局 長 ）	支 援 班	教育政策課長 〔 教育政策課員 生涯学習 文化振興センター員 図書館員 こども政策課員 こども教育支援課員 こども発達支援課員 共生推進室員 用地課員 市民税課員 資産税課員 納税課員 議会事務局員 選挙管理委員会局員 監査事務局員 農業委員会局員 〕	<ul style="list-style-type: none"> ① 他班の協力支援に関する事。

2 実施体制

市長は、武力攻撃災害から、復旧・復興の必要があると認めるときは、市復旧・復興対策本部を設置し、市域の復旧・復興を推進するものとする。

市復旧・復興対策本部の組織体制は、市対策本部組織を移行させたものとし、設置期間は概ね復旧・復興が完了したと認められるまでとする。

なお、市復旧・復興対策本部の各部各班の主な事務分掌は、本マニュアルの 1 復旧・復興段階の市の組織体制及び主な事務分掌によるものとする。

3 復旧

(1) 活動方針

市は、武力攻撃事態の状況が終息した後は、速やかに、武力攻撃災害の復旧を行い、一日も早い日常生活の安定を図る。この際、ライフライン関係の復旧を最優先事項として取り組むものとする。

(2) 実施概要

復旧については、その状況によるところが大きいいため、大綱を計画する。

復旧に要する財政措置については、事態終了後に整備される法律や各種支援制度などに基づき的確かつ迅速に対応するものとする。

特殊標章等の回収	統括情報部全体統括班は、国民保護従事職員等に交付した特殊標章を回収。
損害補償	市民支援部救済手続班は、市民からの不服申立て、争訟等の処理の統括を行う。
住宅の復旧	市民支援部被害調査班は、国や県、関係機関・団体と連携して応急仮設住宅の建設に必要な資材及び応急修理に必要な資材を調達する。
公共施設の復旧	関係各班は、所管する公共施設の被害状況を把握し、早急に復旧するよう努めるものとする。特に道路や水道施設、下水道施設等については、復旧・復興や市民生活、経済活動の基盤となることから迅速かつ的確に実施するものとする。 また、統括情報部全体統括班及び情報班は、市域の停電状況の把握に努め、沖縄電力（株）に復旧の要請を行う。
教育施設の復旧	施設復旧部教育施設復旧班及び関係各班は、学校教育の早期再開のため学校教育施設の被害状況を把握し、復旧に努める。なお、復旧に時間を要する場合は、代替施設を確保し、学校教育の早期再開について体制を整えるものとする。 また、幼児児童生徒の学用品の被災状況を把握し、必要な対応を実施するとともに、幼児児童生徒のカウンセラーの必要性について検討し、実施する。

<p>廃棄物の処理</p>	<p>保健衛生部環境保全班は、災害時により発生する大量の廃棄物を迅速かつ的確に処理するため、回収体制、分別等の指導体制を確立し、衛生環境の確保を図る。</p>
<p>農林畜水産業の復旧</p>	<p>産業復興部農水産業復興班は、以下について迅速に対応する。</p> <p>① 農林畜水産施設の復旧 武力攻撃災害により被害を受けた農地、農業用施設、農道、畜水産施設等について、農林畜水産業者が速やかに生産活動に移行できるよう復旧支援に努めるものとする。</p> <p>② 種苗、生産資材等の調達・斡旋 武力攻撃災害によって再作付が必要な場合には、種苗及び生産資材等の調達支援・斡旋を行う。</p> <p>③ 家畜の防疫 国や県、関係機関と連携し、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対して消毒方法、清潔方法又はねずみ族、昆虫等の駆除方法を実施するよう指導する。 また、家畜伝染病予防の必要があると認められるときは、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対し、家畜防疫員の検査、注射、投薬等の指導を行う。</p>

4 復興

(1) 活動方針

市は、復帰後、地域住民相互の助け合いを促進し、自助・共助・公助の連携による地域協働復興を進め、生活復興と市土復興を一体として行い、市民生活の再建を速やかに行う。

(2) 実施概要

復興については、その状況によるところが大きいため、大綱を計画する。

復興に要する財政措置については、事態終了後に整備される法律や各種支援制度などに基づき的確かつ迅速に対応するものとする。

市街地の復興	市復旧・復興対策本部は、市街地復興の目標を定め、市民生活の再建を図る。
商工業の復興	産業復興部商工業復興班は、以下の対策を行う。 1 復興のための商工業金融対策の実施 市は、武力攻撃災害により被災した中小企業者に対する資金対策として、金融機関の融資並びに特別金融対策資金の貸付、信用保証協会による融資の保証等により、事業の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう国や県、関係機関と調整する。 2 被災者の就職支援 市は、武力攻撃災害等により職を失った被災者に対する就職支援は、ハローワークなどの労働関係機関と連携した支援を実施し、被災した地域の雇用の確保に努めるものとする。
農林畜水産業の復興	産業復興部農水産業復興班は、被害を受けた農林畜水産業者及び団体に対し、復興資金の融通及び既往貸付資金に係る貸付期限の延長措置等について指導斡旋を行い、農林畜水産業の生産力の維持と経営の安定を図るものとする。
教育の復興	市民支援部教育支援班は、公立の学校において必要とする教員を確保するため必要な事項を県に要請し、安定した学校教育の復興を進めるものとする。
文化財の復興	施設復旧部文化財復旧班は、文化財の保護に関し、必要な措置を行う。

5 被害調査等の体制

市長は、市域の被害が甚大で、被害状況を把握するために、被害調査班の結成が必要と認めるときは、市民支援部に被害調査班を結成し、市域の被害調査を実施する。

この場合、班長を建築工事課長とし、班員については、各部各班から応援を得て実施する。応援人数の調整等については、統括情報部庶務班が協議するものとする。

被害調査の方法は、市地域防災計画 第2編 第3章 第2節 り災証明書によるか、国・県からの示される方法で実施するものとする。（調査方法については、統括情報部全体統括班と要調整）

り災証明についても、被害調査の方法と同様に、市地域防災計画によるり災証明書様式によるか、国・県から示される様式で発行する。（統括情報部全体統括班と要調整）

また、証明書の発行については、各庁舎等に窓口を設置し、被害調査の結果を踏まえて申し出により発行するものとする。

緊急避難実施マニュアル

緊急避難実施マニュアル

このマニュアルは、武力攻撃事態や緊急対処事態の認定前に突発的に発生した武力攻撃事態等（テロやゲリラ、ミサイル攻撃等）から速やかに住民に対し、避難指示等が行えるよう定めたものである。

1 留意点

当初の段階では、大規模な事故か武力攻撃なのかを見極める必要がある。武力攻撃の可能性が少しでもあれば、即市危機管理対策本部等を設置し、しかるべき措置を講じる。

住民の避難について、当初は屋内の避難が主になるが、攻撃の種類により避難の方法が異なることから、迅速かつ的確な情報収集を実施し、住民に対して正確な情報伝達が重要となる。

また、この段階において、国から対策本部を設置すべき市の指定を受けてないことも予想しておく必要がある。

2 想定される攻撃

- (i) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (ii) ミサイル（弾道ミサイル、巡航ミサイル）による攻撃
- (iii) NBC攻撃

3 実施体制

国から対策本部を設置すべき市の指定を受けていないときで、緊急避難を実施する場合の市の組織体制は、市危機管理対策本部体制とし、各部各班の事務分掌は、本マニュアル 4 緊急避難段階の市の組織体制及び主な事務分掌とする。

また、国から対策本部を設置すべき市の指定を受けたときは、遅滞なく市対策本部に移行する。このとき、市の組織体制及び主な事務分掌については、資料編 避難実施マニュアルに移行するが、避難実施マニュアルは時間的余裕のない緊急避難を想定していないことから、各部各班は、緊急避難実施マニュアルの主な事務分掌も併せて行うものとする。

なお、緊急避難を実施する場合の優先順位は、人命を最優先するものとすることから、全庁をあげて住民の緊急避難を支援するものとする。

4 緊急避難段階の市の組織体制及び主な事務分掌

部 名	【部長】 補佐 (部員)	事 務 分 掌
	各部共通	<ul style="list-style-type: none"> ① 所管する施設及び管内の被災情報等に関する事。 ② 関係機関との連絡調整に関する事。 ③ 他班の協力支援に関する事。
統 括 情 報 部	【副市長】 企画部参事 (危機管理課員) (総務政策課員) (産業政策課員) (DX推進課員) (秘書広報課員) (職員課員)	<ul style="list-style-type: none"> ① 武力攻撃の種類、被害状況、被害地域等の情報収集。 ② 消防、警察、海保、自衛隊等の関係機関との連絡調整の強化。 ③ 国や県、関係機関との連絡調整。 ④ 避難指示等の伝達。 ⑤ 防災行政無線に関する事。 ⑥ 各部への連絡。 ⑦ 職員の非常招集に関する事。 ⑧ 職員の公務災害に関する事。
避 難 支 援 部	【都市建設部長】 財務部長 農林水産部長 (市民課員) (資産税課員) (納税課員) (市民税課員) (公園整備課員) (農林水産政策課員) (都市政策課員) (用地課員) (建築行政課員) (建築工事課員)	<ul style="list-style-type: none"> ① 住民の避難誘導に関する事。 ② 避難所の開設に関する事。 ③ 一時避難所（都市公園）の開設に関する事。 ④ 一時避難所（農村公園）の開設に関する事。 ⑤ 避難住民の輸送に関する事。 ⑥ 通行不能箇所の把握に関する事。 ⑦ 交通規制に関する事。 ⑧ 緊急通行路の確保に関する事。 ⑨ 住民基本台帳、外国人登録台帳等の重要書類の保管に関する事。

<p>物資支援部</p>	<p>【企画部長】 経済産業部長 学校教育部長 会計管理者 (企画政策課員) (こども家庭課員) (会計課員) (資産マネジメント課員) (スポーツ課員) (契約検査課員) (商工振興課員) (農林水産整備課員) (生産振興課員) (学校給食センター員) (プロジェクト推進1課員) (プロジェクト推進2課員)</p>	<p>① 輸送車両の確保に関すること。 ② 食料及び生活必需品の確保に関すること。</p>
<p>施設管理部</p>	<p>【総務部長】 都市建設部参事 (施設保全課員) (教育施設課員) (文化財課員) (道路整備課員) (維持管理課員) (工務課員) (営業課員)</p>	<p>① 文化財の保護に関すること。</p>

<p>市民 支 援 部</p>	<p>【福祉部長】 こども未来部参事 (福祉政策課員) (保護課員) (介護長寿課員) (障がい福祉課員) (危機管理課員) (市民協働政策課員) (観光イベント課員) (学校教育課員) (教育支援センター員) (学務課員) (保育こども園課員)</p>	<p>① 市内の避難行動要支援者（高齢者、障がい者等）の把握に関する こと。 ② 避難行動要支援者（高齢者、障がい者等）の避難支援に関する こと。 ③ 市内の関係機関・団体（福祉施設、介護施設、障がい者施設 等）との連絡調整、避難支援に関すること。 ④ 保育園児の安全確保に関すること。 ⑤ 市内保育施設との連絡調整、避難支援に関すること。 ⑥ 幼児児童生徒の安全確保に関すること。 ⑦ 収容避難所（小中学校）の開設支援に関すること。 ⑧ 市内観光施設への連絡調整に関すること。 ⑨ 市内米軍基地等の状況に関すること。 ⑩ 市内在住外国人の把握に関すること。</p>
<p>保 健 衛 生 部</p>	<p>【市民生活部長】 こども未来部長 (健康支援課員) (子育て世代包括支援センター員) (環境政策課員) (不法投棄対策室員) (下水道課員) (水道政策課員) (行政推進課員)</p>	<p>① 救護所の設置に関すること。 ② 救護班の編成・派遣に関すること。 ③ 医療機関との連絡調整に関すること。 ④ 給水体制に関すること。 ⑤ 仮設トイレの設置に関すること。</p>
<p>救 命 救 急 部</p>	<p>【消防長】 消防本部参事 (消防政策課員) (警防課員) (予防課員) (各消防署員)</p>	<p>① 消防職員、団員の非常招集に関すること。 ② 消防職員、団員の公務災害に関すること。 ③ 武力攻撃災害の警戒及び鎮圧に関すること。 ④ 救急・救助に関すること。 ⑤ 医療機関との連絡調整に関すること。 ⑥ 県内消防応援隊及び緊急消防援助隊への応援要請に関する こと。 ⑦ 危険物施設等の保安に関すること。 ⑧ 住民の避難誘導に関すること。 ⑨ 救護所の設置に関すること。 ⑩ 市域の被害情報の収集に関すること。</p>

<p>全 体 支 援 部</p>	<p>【社会教育部長】 社会教育部参事 議会事務局長 (教育政策課員) (生涯学習 文化振興センター員) (図書館員) (財務政策課員) (こども政策課員) (こども教育支援課員) (こども発達支援課員) (共生推進室員) (国民健康保険課員) (議会事務局長) (選挙管理委員会局員) (監査事務局員) (農業委員会局員)</p>	<p>① 各部局の応援に関する事。</p>
----------------------------------	---	-----------------------

5 想定する緊急避難

(i) ゲリラや特殊部隊による攻撃

ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難は、攻撃の排除活動と並行して行われることが予想されることから、現場の警察、海保、自衛隊からの情報や助言等を踏まえて、地域住民を要避難地域外に避難させる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、避難所等に移動させる。

(ii) ミサイル（弾道ミサイル、巡航ミサイル）による攻撃

ミサイル攻撃については、事前に発射の兆候を察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。この場合、市域全域に着弾する可能性もあり得るものとして、国や県から警報等が発令されたときは、防災行政無線等でコンクリート造り等の施設や建築物などに退避するよう呼びかける。

(iii) NBC攻撃

核生物化学兵器による攻撃は、通常兵器による攻撃に比べ対処方法が異なる。

① N (核) 攻撃

要点	<ul style="list-style-type: none">爆風、熱線、放射線への対応。被災者の感染等の有無。
防護	<ul style="list-style-type: none">核爆発の方向を見ない、帽子、スカーフ、長袖シャツ、長ズボンを身につけて避難する。(できるだけ肌を露出させない)屋外にいた場合は、身につけていた衣服等を脱ぎ、2重にしたポリ袋により密封する。また石けんで全身をくまなく洗う。汚染の危険のある食品・飲料水の摂取は避ける。水で濡らした布で口と鼻を覆う(内部被ばくの予防)
避難指示	<ul style="list-style-type: none">風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難。
屋内退避	<ul style="list-style-type: none">換気装置を止める。ドアや換気口をガムテープなどで目張りする。別途避難の指示があるまで外出禁止。
治療	専門医による治療 <ul style="list-style-type: none">医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施。
市の措置	<ul style="list-style-type: none">核攻撃による災害が発生した場合、国や県対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告。措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行う。

② B (生物兵器) 攻撃

要点	<ul style="list-style-type: none">被災者の除染、感染等の有無。
防護	<ul style="list-style-type: none">口と鼻をマスクや数層に重ねた布で覆う。皮膚を覆う。石けんで肌を洗浄する。汚染された衣服などをビニール袋に入れて密閉する。
避難指示	<ul style="list-style-type: none">風下方向に拡散する生物剤を避けて遠くに離れる。危険区域内の住民を区分して避難させる。
屋内退避	<ul style="list-style-type: none">換気装置を止める。ドアや換気口をガムテープなどで目張りする。
治療	専門医による治療とワクチン接種。 <ul style="list-style-type: none">病状が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置。国や県からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動。

市の措置	<ul style="list-style-type: none"> 措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じてワクチン接種を行う。 感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国・県の指示の下で、感染範囲の把握及び感染源を特定し、関係機関と連携して消毒、除去等の措置を実施する。
------	---

③ C (化学兵器) 攻撃

要点	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の除染、感染等の有無。
防護	<ul style="list-style-type: none"> 口と鼻をマスクや数層に重ねた布で覆う。 皮膚を覆う。 汚染された衣服などをビニール袋に入れて密閉する。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 風下を避けて遠くに離れる。 専門的知識のある人間による被災者の救援。
屋内退避	<ul style="list-style-type: none"> 窓のない奥まった部屋に退避。 換気装置を止める。 ドアや換気口をガムテープなどで目張りする。
治療	<p>専門医による治療。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国や県からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動。
市の措置	<ul style="list-style-type: none"> 措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集。

④ 武力攻撃原子力災害への対処

市域ホワイト・ビーチに寄港する原子力艦が武力攻撃等により被災し、放射能漏れ等、地域に影響がでると予測される場合には、市地域防災計画第4編 第3章 応急対策計画に準じて対応するものとする。

避難実施要領のパターン作成に当たって

【避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）】

基本指針の記載（P 27 抜粋）

- 市は、関係機関（教育委員会など当該市の各執行機関、消防、県、県警察、中城海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。
- 市は、当該市の住民に対し、避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。

○ 避難実施要領について

市長は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定めることとされており、避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動にあたる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載されている「市の計画作成の基準」の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

○ 避難実施要領のパターン作成について

市において、平素から避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとされているのは、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の記載内容の相場観やノウハウを培っておくことに意味があるからである。

現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、平素から作成している避難実施要領のパターンがそのまま使えるものでは全くない。平素からかかる作業を行っておくことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるようになる点に主眼がある。

このため、平素から、避難の指示を行う県と、また、避難実施要領を策定した場合に意見を聴取することとなる関係機関と意見交換を行いつつ、市が、国民保護担当課を中心として、関係部局の協力を得て、自らの発意と発想に基づき作成することが重要である。

かかる点を前提として、以下において、各種の攻撃の態様等を踏まえた避難実施要領の一例を示すものである。

弾道ミサイル攻撃の場合

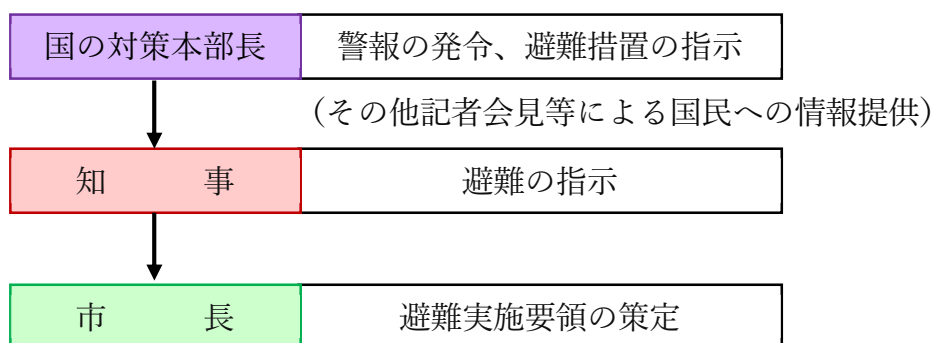
- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠す又は地面に伏せ頭部を守るよう避難する。)

- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

- ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



- イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、市内全域に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

- ③ 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、国からの避難措置の指示の内容に沿った県の避難の指示を伝達する。

避難実施要領（一例）

うるま市長
○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

(※) 津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

2 避難誘導の方法

実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、当該市の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

(※) 防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。

・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）。

・車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。

・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。

・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

(※) このほか、イスラエルでは、子供の不安解消のため玩具類を携行するよう推奨。

・住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防、県警察又は中城海上保安部等に連絡するよう周知すること。

・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

(※) 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

3 その他の留意点

特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、避難行動要支援者の「個別避難計画」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。

・住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

(※) 例えば、デパートでは、貴金属売場のあるフロアではなく、地下の食品売場に誘導するように協力を求めるといった方法も考えられる。

4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。
なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。
- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、中城海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防、県、県警察、中城海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

(避難に比較的余裕がある場合の対応)

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

(昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応)

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防、中城海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

- ※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃の可能性が一般に高く、注意が必要である。

(比較的時間的な余裕がある場合)

避難実施要領 (一例)

うるま市長
○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、○○において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装作業員による攻撃の可能性あることを踏まえ、警報を発令し、うるま市○○地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・。

(対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。)

知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付)。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

うるま市は、A・B・C地区住民約500名を、本日15:00を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15:30以降、市車両及び民間大型バスにより、○○市・○○小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、中城海上保安部、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

(※) 少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

(※) 自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

(※) 原子力艦が寄港するホワイト・ビーチ周辺における避難については、原子力災害が発生するおそれがある場合には、住民に対し、屋内避難を指示するとともに、被害が及ぶおそれがある地域に対して、他の地域への避難の準備又は避難を行わせる。この場合において、地理的条件や交通事情を勘案し、県警察の意見を聴いた上で、自家用車を交通手段として示すことができる。

(2) 市の体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の○○市・○○小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う(配置については別途添付)。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

(※) 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防、県警察、中城海上保安部、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。

(※) 避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

(3) 輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

(ア) A地区

約200名、A公民館、市保有車両×4 ○○バス2台

(イ) B地区

約200名、B公民館、○○バス×大型バス4台

(ウ) C地区

約100名、C公民館、○○バス×大型バス2台

(エ) その他

イ 輸送開始時期・場所

○○日15:30、A・B・C公民館

ウ 避難経路

国道○○号（予備として県道○○号及び○○号を使用）

(※) バス等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。

(※) 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決める。

(※) 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。

(※) 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策等、移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。

オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

カ 避難行動要支援者については、一般の住民より避難に時間を要することから、個別避難計画を活用して、特に迅速な伝達を心がける。

キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

(※) 都心部においては、地域の社会的連帯が希薄な場合は、防災行政無線、テレビなどの手段に頼らざるを得ない反面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけることが重要である。

(※) 外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

(5) 一時避難場所への移動

ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。

イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。

ウ 自力避難困難者の避難

市は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「要支援者支援班」を設置し、「個別避難計画」に沿って、次の対応を行う。

a ○○病院の入院患者5名は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。

b △△老人福祉施設入居者25名の避難は、市社会福祉協議会が対応する。

c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

(※) 福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「要支援者支援班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

(6) 避難誘導の終了

ア 市職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。

残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

イ 避難誘導は、17:30までに終了するよう活動を行う。

(※) 「正常化の偏見」(p 23 参照)を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

市の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・ 市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(※) 職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、特に、都市部等の人的関係が希薄な地域においては、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

(8) 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。

イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。

ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。

- エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市長、消防吏員、警察官又は海上保安官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないように、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(※) 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。

(※) 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3 各部の役割別に示す。

4 連絡・調整先

- ア バスの運行は、県〇〇課及び県警察と調整して行う。
- イ バス運転手、現地派遣の県職員及びうるま市職員との連絡要領は、別に示す。
- ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。
- エ 対策本部設置場所：うるま市役所
- オ 現地調整所設置場所：〇〇

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、〇〇市〇〇小学校及び〇〇公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び〇〇市の支援を受ける。

(昼間の都市部における突発的な攻撃の場合の避難)

避難実施要領 (一例)

うるま市長
○月○日○時現在

(1) 事態の状況

○日○時○分に○地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、○地域で戦闘が継続している状況にある(○日○時現在)。

(2) 避難誘導の全般的方針

○地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察、中城海上保安部及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、海上保安官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

(※) ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、中城海上保安部、自衛隊からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。

(※) 戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。

(※) 屋内避難は、①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

(3) 避難の方法 (状況の変化とともに、逐次修正)

○時現在

○地区については、○道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者は、・・・

○地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

(※) 避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察、中城海上保安部及び自衛隊の意見を聴いた上で決定することが必要である。

(※) 現地調整所で、県警察、中城海上保安部、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

(4) 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、○地点の救護所、○病院に誘導し、又は搬

送する。NBC攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所及び〇〇病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

(※) DMAT (Disaster Medical Assistance Team : 災害派遣医療チーム) は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

(5) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(都市部における化学剤に用いた攻撃の場合)

避難実施要領 (一例)

〇〇市長
〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇地域における爆発について、化学剤(〇〇剤と推定される。)を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の〇〇市〇〇一丁目及び二丁目の地域及びその風下となる地域(〇〇一丁目～五丁目)を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った・・・。

知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付)。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

うるま市は、要避難地域の住民約2000名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる〇〇一丁目～五丁目の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、海上保安庁、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

(※) 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうようように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

(2) 市における体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員〇名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整にあたらせる。また、現地で活動する県警察、消防、中城海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整にあたらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集にあたらせる。

(※) NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施にあたることから、政府の各機関との連絡を取り合っ活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。

エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(※) 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話に限られる。

(4) 避難所の開設等

- ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMA T（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。
- イ 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。
- ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

(※) 避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
- イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
- ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

(※) NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

(7) 安全の確保

市の職員において、二次被害を生じさせることがないよう、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。
特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各部の役割
別に示す。

4 連絡・調整先

- ア 対策本部設置場所：うるま市役所
- イ 現地調整所設置場所：○○

(石油コンビナートに対する破壊攻撃の場合)

避難実施要領（一例）

うるま市長
○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

武装工作員が侵入したとの情報がある○○石油コンビナートについては、当該施設に対する攻撃が行われた場合には、当該施設からガスの漏洩拡散や爆発のおそれがあるため、対策本部長は、警報を発令し、爆発が発生した地区周辺のうるま市○○一丁目の地域及びその風下となる地域（○○二丁目～六丁目）を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

知事は、避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

現時点では、予防的な避難であり、爆発の影響が予想される○○地域の住民については、可能な限り、地域外に移動するとともに、爆発が差し迫った場合は、市長は、別途屋内退避を指示する。

(※) 石油コンビナートについては、生活等関連施設として、施設の管理者が安全確保のための措置を講ずるとともに、事態に照らして特に必要な場合には、県公安委員会又は中城海上保安部長が施設の周辺について、立入制限区域を指定することとなっている。

(※) 石油コンビナート災害への対処については、武力攻撃事態等においても、石油コンビナート等災害防止法が適用されることとされている（国民保護法第104条）。

(※) 石油コンビナートによる災害においては、液化石油ガスなどの可燃性物質の爆発などの他、ガスの漏洩拡散なども考えられる。

特に、ガスの漏えいの危険性がある場合においては、その時点の気象状況、風向、地形等により拡散の範囲が決まることから、周辺住民の居住状況（高圧ガス保安法により、高圧ガス施設は一定の民家等との保安距離が確保されている。）等を考慮しつつ、風上や風横に住民を避難誘導し、又は屋内への避難を行わせる必要がある。

また、大規模な爆発が発生した場合（ファイヤーボール（BLEVE）の発生等）については、その影響（爆風、放射熱、破片の飛しょう等）が広範囲に及ぶ可能性があることから、その影響を勘案した広範囲な避難を考える必要がある。このため、事態の状況を見極めながら、可能な限り予防的に影響が予想される地域の範囲外に住民を避難させるとともに、時間や場合により、屋内に避難させることも考慮する必要がある。

2 避難誘導の方法

うるま市は、要避難地域の住民200名について、特に爆発周辺の地域（○○一丁目）については、直ちに住民は現場を離れるとともに、周辺や風下先となる○○二丁目～六丁目の住民については、屋内への退避を行うよう周知徹底をする。

(1) 避難誘導の全般的方針

(※) 住民の避難については、対策本部長の避難措置の指示の内容に沿って行うことを基本とするが、緊急の場合には、市長は、事業者と協議して、予防的にでも退避を指示し、又は屋内への退避を指示することが必要である。

(※) 特別防災区域に所在する特定事業所においては、防災管理者又は副防災管理者が選任されるとともに、自衛防災組織が組織されていることから、これらの者と連絡を取りながら、対応を決めることが必要である。

(2) 市における体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 職員の現地派遣

職員○名を○○石油コンビナート周辺に派遣し、現地の調整にあたらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、中城海上保安部等及び自衛隊と共に、現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整にあたらせる。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員をととして派遣して、活動調整や情報収集にあたらせる。

(※) 自衛隊、中城海上保安部及び県警察による攻撃への排除活動と避難や救助等の活動との連携が確保されるよう、関係機関による現地調整所を設置して、対応にあたる必要がある。その際、防災管理者等を含めることにより、施設の特性に応じた迅速な判断を行えるように留意する。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達するほか、関係消防本部等の協力を得て広報車、放送設備、サイレン等により速やかに伝達する。
- イ 上記と併用し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、事業者の自衛防災組織の職員、自主防災組織のリーダー及び当該区域を管轄する消防団長、警察署長等に F A X 等により、住民への伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護福祉関係者、障害者団体等への伝達を行う。
- エ 担当職員は、報道機関に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(※) 事業所における自衛防災組織との連携の取れた活動を行う。

(4) 誘導に際しての留意点や職員の心得

(略)

(5) 住民に周知する留意事項

(略)

3 各部の役割別に示す。

4 連絡・調整先

(略)

着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待った対応をすることが必要となる。

このため、県モデル計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

- ② 一方、離島における避難については、次の対応を基本として対応を検討する。

離島における避難では、島外への避難を前提として考えた場合に、全住民の避難が可能な運送手段を確保することが必要となるが、県が、国及び指定公共機関並びに指定地方公共機関である運送事業者と調整して確保することが基本である。

市では、当該運送手段の確保の状況を踏まえ、島内の住民を、運送の拠点となる港湾へ運送するバスや公用車などを確保し、各地区の住民に周知を行うことが措置の中心となる。

(離島からの避難の場合)

避難実施要領（一例）

うるま市長
○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、○○島に対する武装工作員の侵攻の可能性を考慮し、警報を発令し、うるま市○○島の全島を要避難地域とする避難措置の指示を行った……………。

(対処基本方針の内容、警報の内容、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。)

知事は、別添の避難の指示を行ったところである（避難の指示を添付）。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

うるま市は、○○島の全域の住民約○○○名について、○○日12:00を目途に避難住民の運送を開始する。避難は、○日～○日の3日かけて行う。

島外への避難住民の運送は、○○港から、○○汽船のフェリー2隻、○○輸送のフェリー3隻をピストン運送して行うこととする。緊急時には、これ以外にも中城海上保安部の船艇・航空機及び海上自衛隊の輸送艦艇が避難住民の運送に当たるよう要請している。

出航便の一時間前に港湾に到着できるよう、○○バスにより、島内を循環して、住民を移動させる。

うるま市は、住民を徒歩により、バス停に集合させるものとし、自家用車の使用は、特別な事情がある場合以外は、認めない。

避難先は、当面の間は、〇〇市の〇〇公民館及び〇〇体育館とする。

(※) 島外への輸送手段については、県が国と、又は市が県と調整して、指定地方公共機関（又は指定公共機関）である運送事業者の輸送手段をチャーターする。

(※) 島内の各地域からフェリーの発着港湾までの移動は、基本的には、市が、島内のバスや公用車両を活用して行う。交通手段が不足する場合は、県警察の意見を聞いた上で、自家用車等を交通手段として示すことができる。

(2) 事前準備の呼びかけ

全住民に対して、防災行政無線や連絡網（回覧）により、避難のための準備を行うことを呼びかける。

その際、広報車やヘリコプター等を活用して、周知する。

職員は、担当地域を配分して、各自治会単位での避難者リストを、自治会長や消防団長の協力を得て作成する。その際、各地区の避難希望日時の要望を聴取する。

避難用バスの時間等については、防災行政無線や連絡網（回覧）により知らせるとともに、隣近所同士で声を掛け合うように呼びかける。

避難行動要支援者については、一般の住民よりも避難に時間を要することから、危急の場合に対応できるよう、早期の避難を促す。また、要支援者支援班を設けて、避難の支援を行う。

(3) 避難所等までの避難

避難所等までは、徒歩により移動する。自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

うるま市は、避難者リストを作成し、各地区の住民は、出来るだけまとまって集団で行動するよう努める。

避難の最終日においては、避難者リスト等に基づき、残留者を個別訪問して、避難の有無を確認する。

(※) 島外への避難の手段が限られることから、可能な限り、残留者が取り残されないような個別訪問等の対応を心がける。

(4) 港湾における対応

港湾においては、避難連絡所を設置して、職員が、作成した避難者リストにより避難住民の確認を行う。また、各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行うとともに、順次、住民を落着いて、乗船させるとともに、食料や飲料水を配給する。

(5) 避難先における対応

避難先の港湾においては、連絡所を設置し、県の支援により、〇〇公民館、〇〇体育館までの輸送手段の調整を行う。

※ 誘導に際しての留意点、各部の役割、連絡・調整先等の記載は略。

(避難誘導における留意点)

1. 各種の事態に即した対応

- 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間の大都市部における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もある。
- 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動、一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の大都市部において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、中城海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- 離島については、県による船舶等の運送手段の確保と並行しながら、島内における運送手段の確保や残留者の有無の確認等を行うこととなる。
- 大都市部での突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。
- 行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び避難行動要支援者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

2. 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- 避難住民の誘導に当たっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に国民保護法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。
- 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。
- 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、中城海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。

- 市の対策本部は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて、活動調整にあたる必要がある。
- 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し、現地調整所において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待される。また現地調整所の職員は、市対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。
- また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市の職員を（連絡員）として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させる必要がある。

3. 住民に対する情報提供の在り方

- 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。
- 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。
- その際、事態の状況や住民の避難に関わる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供すべきである。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）。
- また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。
- 放送事業者の有する情報伝達の即時機能に鑑み、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。
- 避難行動要支援者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのためには、平素より、十分な連携を図っておくことが求められる。
- NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がけなければならない。

4. 高齢者、障がい者等への配慮

- 避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。
また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。
- 具体的には、以下の避難行動要支援者支援措置を講じていくことが適切と考える。
 - ① 福祉部を中心とした横断的な組織としての「要支援者支援班」の設置
 - ② 消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認
 - ③ 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施
 - ④ 一人一人の避難行動要支援者のための「個別避難計画」の策定（地域の避難行動要支援者マップを作成する等）等
- また、老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。

5. 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現

- 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難に当たっての前提である。
- したがって、避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整にあたらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整にあたらせることが必要である。
- また、避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向かったり、避難から脱落することがないように、注意する必要がある。
- 避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。
- このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。

- 住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- 誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること（自主防災組織等には特殊標章の交付も）
- 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

6. 学校や事業所における対応

- 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。
- 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、幼児児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が幼児児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に戻ったり、所在する幼児児童生徒等についても同様である。）。
- こうした取り組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

7. 民間企業による協力の確保

- 災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たしうる。
- 例えば、昼間大都市部において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生む。
- このため、各地域において、こうした取組みを行う民間企業をPRすることなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。

8. 住民の「自助」努力による取組みの促進

- 災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。
 - 事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人一人が危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。
 - 各市においても、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした取組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。
- ※ 攻撃発生当初の段階では、個々人の判断により、現場における次の行動を考える。

- ・ 爆発音を聞いた直後は、とっさに低い姿勢になり、身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認する。
- ・ 速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。
- ・ 近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に消防職員、警察官又は海上保安官がいる場合には、その指示に従って、落ち着いて行動する。
- ・ 異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。

※「武力攻撃やテロなどから身を守るために」（内閣官房）参考

うるま市特殊標章等交付要綱

○うるま市特殊標章等交付要綱

令和5年5月29日

告示第126号

(目的)

第1条 この告示は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知。以下「ガイドライン」という。）に基づき、うるま市（以下「市」という。）の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「武力攻撃事態等」とは、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第2号に規定する武力攻撃事態及び同条第3号に規定する武力攻撃予測事態をいう。

2 この告示において「特殊標章」とは、別表で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

(交付の対象者)

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に掲げる者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続)

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（様式第1号）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（様式第2号）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

(腕章及び帽章の交付)

第5条 市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第2項で規定する腕章及び帽章(以下「腕章等」という。)を交付するものとする。

2 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者(前項において掲げる者を除く。)並びに同条第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下「場所等」という。)を識別させるため、場所等ごとに第2条第2項で規定する旗又は車両章(以下「旗等」という。)をあわせて、交付するものとする。

(訓練における使用)

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときは、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書(様式第3号)により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

3 特殊標章の再交付を受けた者が、紛失した特殊標章を発見したときは、速やかにこれを市長に返納しなければならない。

(身分証明書の交付)

第10条 市長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書（様式第4号）を交付するものとする。

2 市長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

（身分証明書の携帯）

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

（身分証明書の再交付）

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（様式第5号）により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

3 身分証明書の再交付を受けた者は、紛失した身分証明書を発見したときには、速やかにこれを市長に返納しなければならない。

（有効期間及び更新）

第13条 第10条第1項の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により、市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

（保管）

第14条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

（返納）

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

（濫用の禁止）

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。
- 3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

(雑則)

第18条 この告示に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、ガイドラインに定めるところによる。

第19条 市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、企画部危機管理課が行うものとする。

附 則

この告示は、令和5年6月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	表示		制式
	位置	形状	
腕章	左腕に表示		<p>①オレンジ色地に青色の正三角形とする。</p> <p>②三角形の一の角が垂直に上を向いている。</p> <p>③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。</p> <p>※一連の登録番号を表面右下すみに付する。</p> <p>（例：うるま市 1）</p>
帽章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

特殊標章等の交付をした者に関する台帳

証明書 番号	氏名(漢字)	氏名(ローマ字)	生年月日	資 格	交付等 の年月日	有効期間 の満了日	身長	眼の色	頭髪 の色	血液型	その他の特徴等	標章の使用	返納日	備考
(記載例) 1	国民 保護	Hogo Kokumin	1975/6/18	うるま市の職員	2023/6/1	2025/6/1	173	茶	黒	O(Rh+)		帽子、衣服用×1	2025/6/1	所属：危機管理課
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

様式第2号（第4条関係）

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

うるま市長 様

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：（漢字） _____ （ローマ字） _____	生年月日（西暦） _____年 ____月 ____日	
申請者の連絡先 住 所： 〒 _____ _____ _____ 電話番号： _____ E-mail： _____		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> 写 真 【注意】 1. 6ヶ月以内に撮影 2. 正面、無帽、無背景 3. 縦40mm×横30mm 4. 裏面に氏名を記入 </td> </tr> </table>		写 真 【注意】 1. 6ヶ月以内に撮影 2. 正面、無帽、無背景 3. 縦40mm×横30mm 4. 裏面に氏名を記入
写 真 【注意】 1. 6ヶ月以内に撮影 2. 正面、無帽、無背景 3. 縦40mm×横30mm 4. 裏面に氏名を記入		
識別のための情報 身 長： _____ cm 眼の色： _____ 頭髪の色： _____ 血液型： _____（Rh因子 _____）		
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 【概要】 _____ _____ 【数】 腕章× _____, 帽章× _____, 旗(施設・船舶用)× _____, 車両章(車両用)× _____, 車両章(航空機用)× _____		
※（許可権者使用欄） 資 格： _____ 証明書番号： _____ 交付等の年月日： _____年 ____月 ____日 有効期間の満了日： _____年 ____月 ____日 返納日： _____年 ____月 ____日		

備考

- 1 写真は2枚（上記申請貼付用写真1枚，身分証明書用写真1枚）必要とする。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第3号（第9条関係）

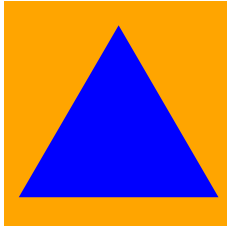
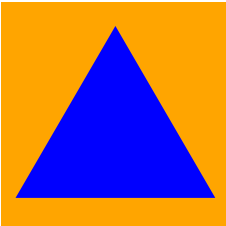
特殊標章再交付申請書

年 月 日	
うるま市長 様	
申 請 者	
住 所 _____	
氏 名 _____ 印	
電 話 _____	
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失（破損等）年月日	
3 紛失の状況（破損等の理由）	
4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備 考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。

（表）

	うるま市長 Mayor of Uruma	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defense personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。		
The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		

交付等の年月日/Date of issue _____		
証明書番号/No. of card _____		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

（日本産業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

(裏)

身長／Height cm	眼の色／Eyes 	頭髪の色／Hair
その他の特徴又は情報／Other distinguishing marks or Information : 血液型／Blood type		
所持者の写真 ／PHOTO OF HOLDER		
印章／Stamp	所持者の署名／Signature of holder	

(日本産業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

様式第5号（第12条関係）

身分証明書再交付申請書

うるま市長 様	年 月 日
申 請 者	
住 所 _____	
氏 名 _____	印
電 話 _____	
1 旧身分証明書番号	
2 理由	
3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備 考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
- 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
- 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
- 5 ※印の欄は、記入しないこと。